

令和8年度 エネルギー・温暖化対策に関する支援制度（市町村）

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
1_1	全市町村 共通	住宅の省エネ改修に伴う固定資産税（家屋分）の減額制度	省エネ	住宅用	個人	税制	【対象工事】 1、以下の①、または①と合わせて行う②③④の改修工事のいずれか ①窓の断熱工事 ②床/天井/壁の断熱工事 ③太陽光発電設備設置工事 ④高効率空調機/高効率給湯器/太陽熱利用システム設置工事 2、省エネ改修部位が全て平成28年度基準に新たに適合すること 3、省エネ改修工事費から補助金等を除いた金額が60万円超（税込） 【主な要件】 a、平成26年4月1日以前から所在する住宅 b、改修工事後の床面積50㎡以上280㎡以下	【減額される税額】 ・家屋の床面積120平方メートル相当分まで固定資産税額の3分の1 ※改修が完了した年の翌年度のみ減額 ※工事完了後3ヶ月以内に減額措置の申告が必要（当該家屋が所在する市区町村の窓口へ）	各市町村 固定資産税所管課 (電話：各市町村にお問い合わせ)	https://www.mlit.go.jp/itakukentiku/house/itakukentiku_house_tk4_000248.html#shoene2 https://www.mlit.go.jp/itakukentiku/house/itakukentiku_house_tk4_000248.html#shoene2
2_1	横浜市	横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業	創エネ 太陽光発電 熱利用（太陽熱等） ガスコージェネレーション 燃料電池 蓄エネ 電気自動車 PHV 蓄電池 電気自動車充電器	個人用 ※V2Hのみ 事業用あり	個人 ※V2Hのみ 事業者含む	ポイント 等	・横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（Jクレジットのプロジェクト）へ参加すること。（V2Hは任意） ・太陽光発電設備の導入支援については蓄電池もしくはエコキュートまたは電気自動車（PHEV含む）を同時に設置するか既に設置していること。 ・蓄電池、エコキュート、電気自動車（PHEV）の導入支援については太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していることを条件とする。※PHEVを除く電気自動車は単体での申請も可能	①太陽光発電設備：15千円/kw(上限4kw) /件 ②蓄電池：120千円/件 ③エコキュート：20千円/件 ④電気自動車（PHEV含む）（①太陽光発電設備あり）：100千円/件 ⑤電気自動車（PHEV除く）（①太陽光発電設備なし）：50千円/件 ⑥燃料電池（エネファーム）：30千円/件 ⑦太陽熱利用システム：50千円/件 ⑧V2H充電設備：100千円/件	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課 045-671-2661	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizu-kuri-kankyo/ondanka/ho-lo-sien/YGrEP.html
2_2	横浜市	よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度	省エネ（LED以外）	その他	事業者	事業者の 技術力向上の 支援	建築士等の有資格者	・最高レベルの断熱性能（等級6、7）や気密性能を備えた「健康・省エネ住宅」に関する講習会を開催 ・講習会を受講し、一定の知識や技術を習得した事業者を登録し、HP上で公表	建築局住宅政策課 045-671-2922	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/igvrousvatourouku.html
2_3	横浜市	横浜市既存住宅断熱改修補助制度	省エネ（LED以外）	住宅用	個人	補助金	全世帯	①1種断熱改修 戸建て住宅において、断熱改修により、建物1棟が断熱等級6又は7の省エネ性能を有すること ・補助金額（最大）：150万円（子育て世帯の住替え） 120万円（その他の定住世帯） ②部分断熱改修 戸建て住宅において、断熱改修により部分的に断熱等級6以上相当の省エネ性能を有すること ・補助金額（最大）：100万円	建築局住宅政策課 045-671-2922	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/r8kizondannetuhoio.html
2_4	横浜市	集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業	その他	住宅用	事業者	補助金	・未使用の変電設備及び電力量計（「変電設備等」）であること。 ・会計年度内に集合住宅に変電設備等が設置されるものであること。 ・高圧一括受電によって受電した電力を集合住宅の単位住戸各戸で利用するものであること。 ・再生可能エネルギー電気を5年以上供給すること ・高圧一括受電サービスの供給期間は10年以上であること	集合住宅の一括受電化に必要な変電設備等の設置に係る費用についての補助 補助率：1/2 補助上限額：受電する1棟あたり850万円または1住戸あたり8.5万円のいずれか小さい額	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課 045-671-2661	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizu-kuri-kankyo/ondanka/ho-lo-sien/syugoevjuden.html
2_5	横浜市	マンション専門家派遣事業（マンション・アドバイザー派遣支援）	太陽光発電、省エネ（LED以外）、蓄電池、その他	住宅用	その他	助言	市内のマンション管理組合等	窓・玄関ドア・屋上・外壁等の断熱、高効率設備への更新といったマンション共用部の省エネ改修を検討する管理組合へ専門家を派遣し、相談対応等の支援を実施。 (3時間・派遣費用補助あり)	建築局住宅再生課 045-671-2954	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/manportal/manage/rule/adviser.html
2_6	横浜市	長期修繕計画作成促進モデル事業	太陽光発電、省エネ（LED以外）、蓄電池、その他	住宅用	その他	補助金	(1) 補助対象となるマンション 次の条件を全て満たす横浜市内のマンション管理組合 ア 管理計画認定制度の認定申請の総会議決済みであること イ 長期修繕計画の作成又は見直しを実施すること及びその経費、市の補助制度の利用について当該マンションの管理組合の規約に基づき適切に意思決定がされている ウ 作成を予定している長期修繕計画に次のいずれかが盛り込まれている ①屋上断熱及び外壁断熱、窓の断熱改修（外窓改修（カバー工法）、真空ガラス等への交換） ②その他共用部分の設備（昇降機や集居室等の設備など）高効率化 ③太陽光発電設備の設置 ④蓄電池設備の設置 エ 上記ウの実施時期は、1回目の大規模修繕までとする オ 横浜市マンション登録制度への登録を行っている (2) 補助対象経費 長期修繕計画作成に要する委託費用	省エネに関する長期修繕計画の作成費用の補助 上限20万円 委託費用の2分の1まで（1,000円未満の端数切り捨て）	建築局住宅再生課 045-671-2954	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/manportal/manage/rule/adviser.html
2_7	横浜市	横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助	省エネ（LED以外）	住宅用	個人	補助金	横浜市建築物不燃化推進事業補助の対象区域において行われる平成27年6月以前に建てられた住宅の外壁の開口部について、両面20分以上の遮炎性能を有する防火設備かつ、U値（熱貫流率）＝2.3以下の断熱性能の性能を有する開口部に改修する工事	補助率 重点対策地域（不燃化推進地域） 3/4 上記以外の補助対象地区 2/3 補助上限額 100万円	都市整備局防災まちづくり推進課 045-671-3595	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizu-kuri-kankyo/toshiseibi/bosai/ho-ioshinsei/kaikoubu.html
2_8	横浜市	集合住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助事業	EV充電設備	住宅用	個人 その他	補助金	集合住宅へ設置する充電設備	集合住宅向けEV充電設備設置費 (1) 普通充電設備・充電コンセントスタンド 上限 10万円/基 (2) 充電コンセント 上限 5万円/基 ※(1)、(2)あわせて、補助対象上限基数 5基	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課 045-671-2661	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizu-kuri-kankyo/ondanka/ho-lo-sien/syugoevjuden.html
2_9	横浜市	新築認定低炭素住宅等に係る都市計画税（家屋分）の減額制度	省エネ（LED以外）	住宅用	個人	税制	令和4年4月1日から令和8年3月31日までに新築された住宅で、下記の要件を全て満たすもの 1. 次の①から③のいずれかに該当する住宅であること ① 認定低炭素住宅 ② ZEH水準省エネ住宅 ③ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅 2. 人の居住の用に供する部分が2分の1以上で、居住部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の賃貸の場合は40㎡）以上280㎡以下であること ※令和8年4月1日以降に新築された住宅についての適用は未定です。	【減額適用期間】 ・3階建て以上の準耐火構造又は耐火構造住宅：新築後5年間 ・上記以外の住宅：新築後3年間 【減額される税額】 家屋の床面積120平方メートル相当分まで都市計画税額の2分の1 ※新築された日から翌年の1月31日までに住宅の所在する区の区役所税務課に申告が必要	【制度内容】 総務局固定資産税課 045-671-2260 【認定低炭素住宅に関すること】 建築局建築企画課 045-671-4526	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/rosekiki-zei-hoken/zeikin/v-shizei/koteishisan-toshikeikakuzei/koteishisan-toshikeikakuzei-shosai/kaoku-genmen/20220816104518603.html
2_10	横浜市	住宅の省エネ改修に伴う都市計画税（家屋分）の減額制度	省エネ（LED以外）	住宅用	個人	税制	令和8年3月31日までに改修工事を行った住宅で下記の要件を全て満たすもの 【対象要件】 1、以下の①、または①と合わせて行う②③④の改修工事のいずれか ① 窓の断熱工事 ② 床/天井/壁の断熱工事 ③ 太陽光発電設備設置工事 ④ 高効率空調機/高効率給湯器/太陽熱利用システム設置工事 2、省エネ改修部位が全て平成28年度基準に新たに適合すること 3、省エネ改修工事費から補助金等を除いた金額が60万円超（税込） 4、平成26年4月1日以前から所在する住宅 5、改修工事後の床面積50㎡以上280㎡以下 ※令和8年4月1日以降に改修された住宅についての適用は未定です。	【減額適用期間】 改修が完了した年の翌年度のみ 【減額される税額】 ・家屋の床面積120平方メートル相当分まで都市計画税額の3分の1 ※住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度と併せて、工事完了後3ヶ月以内に住宅の所在する区の区役所税務課に申告が必要	総務局固定資産税課 045-671-2260	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/rosekiki-zei-hoken/zeikin/v-shizei/koteishisan-toshikeikakuzei/koteishisan-toshikeikakuzei-shosai/kaoku-genmen/svoutei.html
2_11	横浜市	カーボンニュートラル設備投資助成事業	省エネ 創エネ 蓄エネ	事業用	事業者	補助金	対象の省エネ、創エネ設備を導入する市内中小企業	【省エネルギー化支援助成金】 中小企業が行う、空調設備、LED照明設備、生産設備等、省エネルギー化に資する設備投資の費用を助成 助成率：1/2 助成限度額：300万円 【太陽光発電導入支援助成金】 中小企業が行う、自家消費型の太陽光発電設備や蓄電システムの導入費用を助成 助成率：発電出力1kWあたり最大10万円 助成限度額：500万円 【LED化支援助成金】 中小企業が行う、蛍光灯等からLED照明設備に更新する費用を助成する制度を新たに創設 助成額：1台あたり最大3.5万円 助成限度額：50万円	経済局ものづくり支援課 045-671-3489	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kiyos-hien/decarbonization/carbonneutral-josei.html

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
2_12	横浜市	技術相談事業 (省エネ相談)	省エネ	事業用	事業者	相談	市内中小事業者	省エネルギーの専門家を市内中小企業に派遣し、生産設備、ビル設備等の省エネアドバイスを実施。 (1企業あたり年間3回まで無料、4回目以降は有料)	(公財)横浜企業経営支援財団 経営支援部イノベーション支援課 045-225-3733	https://www.idec.or.jp/business/soudan/giutsu.html
2_13	横浜市	横浜市省エネ診断支援補助金	省エネ	事業用	事業者	補助金	経済産業省が支援する省エネルギー診断を受診した中小事業者等	・4月以降市HPで公表予定 <R7年度実績> ・対象となる省エネ診断：ウォークスルー診断、省エネ最適化診断等 ・助成率：10/10 ・上限：50,000円	経済局中小企業振興課 045-671-4236	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/shoenehojokin.html
2_14	横浜市	横浜市中小企業融資制度「脱炭素よこはま資金」	創エネ 省エネ 蓄エネ その他	事業用	事業者	融資	横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施し、かつ、次のいずれかに該当する中小事業者 1 温室効果ガス排出量削減目標を定め、第三者機関の認証等を得た事業計画に従い、温室効果ガス排出量の削減に取り組むもの 2 脱炭素分野での「横浜市次世代重点分野立地促進助成金」の交付決定を受けたもの 3 カーボンニュートラル設備投資助成事業の申請中若しくは交付の決定を受けたもの 4 (公財)横浜企業経営支援財団が実施する「技術相談(環境技術・省エネルギー)」による支援を受け、設備投資を実施するもの、又は実施したもの	【融資額】 2億8,000万円以内(協同組合等は4億8,000万円以内) 【融資利率】 1年以内 年1.3%以内 1年超3年以内 年1.6%以内 3年超5年以内 年1.8%以内 5年超10年以内 年2.0%以内 10年超15年以内 年2.2%以内 15年超20年以内 年2.4%以内 【融資期間】 運転資金 10年以内 設備資金 20年以内 (据置期間12か月以内を含む) 【信用保証料率】 0.00~1.40% (横浜市の助成(融資額5,000万円を上限に0.5%)後の料率)	経済局金融課 045-671-2592	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/yushiseido/datsutanso.html
2_15	横浜市	横浜市中小企業融資制度「小規模企業特別資金(脱炭素割)」	省エネ	事業用	事業者	融資	次の1、かつ2又は3のいずれかに該当する小規模企業者 1 横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施したもの 2 取扱金融機関等が提携又は公的機関が提供する算定ツール・診断サービスを使用し、現状の温室効果ガス排出量の見える化を実施したもの 3 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を活用し、再エネ電力プランに切り替えたもの	【融資額】 2,000万円以内 【融資利率】 固定金利 1年以内 年1.6%以内 1年超5年以内 年2.0%以内 5年超10年以内 年2.4%以内 変動金利 短期プライムレート+0.4%以内 【融資期間】 運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置期間12か月以内を含む) 【信用保証料率】 0.20~1.90% (横浜市の助成(0.3%)後の料率)	経済局金融課 045-671-2592	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/yushiseido/shokibo_datsutanso.html
2_16	横浜市	横浜市中小企業融資制度「協調融資資金(脱炭素割)」	省エネ	事業用	事業者	融資	次のいずれかに該当する中小企業者 1 当該保証付融資と合わせて、その融資額の1割以上(融資期間1年以上)のプロパー融資を同時に受けるもの 2 金融機関によるモニタリングを受けるもの 3 認定経営革新等支援機関による月次のモニタリングを受けるもの 及び次のア、かつイ又はウのいずれかに該当する中小企業者 ア 横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施したもの イ 取扱金融機関等が提携又は公的機関が提供する算定ツール・診断サービスを使用し、現状の温室効果ガス排出量の見える化を実施したもの ウ 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を活用し、再エネ電力プランに切り替えたもの	【融資額】 2,000万円以内 【融資利率】 固定金利 年2.8%以内 変動金利 短期プライムレート+0.7%以内 【融資期間】 運転資金 10年以内 (据置期間12か月以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置期間36か月以内を含む) 【信用保証料率】 0.03~1.23% (横浜市の助成(0.2%)後の料率)	経済局金融課 045-671-2592	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/yushiseido/kvotvo_datsutanso.html
2_17	横浜市	自治会町内会館脱炭素化推進事業	太陽光発電、省エネ(LED以外)、LED、蓄電池	その他	その他	補助金	【対象団体】 会館を所有している横浜市内の自治会町内会・地区連合町内会 ※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象となる場合があります。詳細については、事業のホームページ、募集案内等をご確認ください。 【対象製品】 LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池 ※一定の条件を満たした製品が対象となります。詳細については、事業のホームページ、募集案内等をご確認ください。	【補助率】 2/3 【補助上限額】 ・LED照明器具：60万円 ・エアコン：130万円 ・断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池：200万円(いずれかの実施も可。ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る。補助上限額は合算での上限額。)	市民局地域活動推進課 045-671-2317	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kvodo-manabi/shiminkvodo/iichikai/datsutanso.html
2_18	横浜市	横浜市商店街環境整備支援事業	省エネ	事業用	事業者	補助金	既設の街路灯、アーチ及びアーケード等について、省エネ型ランプへの交換を行う商店街	【補助限度額】 400万円(計画認定あり) または 100万円(計画認定省略) ほか 【補助率】 50%	経済局 市民経済労働部商業振興課 045-671-3488	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/svogvo/shotengai/
2_19	横浜市	急速充電設備等設置費補助事業	急速充電設備等	事業用	事業者	補助金	横浜市内に所在する商業施設等に急速充電設備等を設置する法人、個人、個人事業主又はリース事業者	1基あたり上限30万円 ※当該充電設備等で使用する電気を再エネ電気としている場合は、上限40万円	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 循環型社会推進課 045-671-4155	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/hojo-sien/evconveni.html
2_20	横浜市	EVバス等普及促進補助事業	①EVバス ②EVバス用充電設備	事業用	事業者	補助金	EVバス導入事業者	①上限200万円 ②上限50万円	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 循環型社会推進課 045-671-4155	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/hojo-sien/evbushojo.html

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギーの種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
2_21	横浜市	燃料電池自動車普及促進補助事業	①燃料電池自動車 ②燃料電池バス	①個人用 事業用 ②事業用	①個人 事業者 ②事業者	補助金	①市内に使用の本拠の位置を置いた燃料電池自動車を導入する法人または個人（個人事業主）等 ②燃料電池バス導入事業者	①燃料電池自動車 上限25万円 ②燃料電池バス 上限500万円	①脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素ライフスタイル推進課 045-671-2661 ②脱炭素・GREEN×EXPO推進局 循環型社会推進課 045-671-4155	① https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizu-kuri-kankyo/ondanka/ho.io-sien/fcv.html ② https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizu-kuri-kankyo/ondanka/ho.io-sien/fcbus.html
2_22	横浜市	横浜市水素利用設備導入費補助事業	その他	事業用	事業者	補助金	市内で水素利用設備等の補助対象設備を導入する法人又は個人事業主で、当該設備を設置する土地の使用権を有する方。又は土地の使用権を有する者から許諾を受け補助対象設備を設置するエネルギーサービス事業者	(予定) ・水素ボイラー ・水素コージェネレーションシステム ・水素又は水素キャリアの貯蔵タンク ・脱水素装置 1基あたり上限1,000万円	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 循環型社会推進課 045-671-4109	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizu-kuri-kankyo/ondanka/ho.io-sien/suisosetsubi.html
2_23	横浜市	横浜港CNPサステナブルファイナンスフレームワーク	創エネ 省エネ 蓄エネ	事業用	事業者	融資	横浜港港湾脱炭素化推進計画の対象範囲において、横浜港CNPサステナブルファイナンスフレームワークに定める適格プロジェクトを実施する者（右欄のURLを参照）	サステナブルファイナンスによる資金調達 ※市からの融資ではない (1) ファイナンスの種類 グリーンローン、グリーンリース、ブルーローン、ブルーリース、トランジションローン、トランジションリース (2) 資金使途 適格プロジェクト向け投資の一部または全部に充当されることとする。なお、本フレームワークに基づくサステナブルファイナンスの実行から遡って3年以内に実施された適格プロジェクト向け資金調達のリファイナンスも資金使途の対象となる。 (3) ファイナンス期間 本フレームワークを活用したファイナンスの期間は原則1年以上とする。 (4) ファイナンス金額 上下とも限度額は設定しない。ただし、金融機関が限度額を設定することは妨げない。 (5) 金利等諸条件について ファイナンス金利を含めた諸条件について、以下に定める実施事項を除き共通の条件は設定せず、金融機関ごとの個別判断とする。	港湾局政策調整課 045-671-7165	横浜港CNPサステナブルファイナンス・フレームワークについて https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/vokohamako/kkihon/torikumi/cnp/vcnfw.html カーボンニュートラルポートの取組 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/vokohamako/kkihon/torikumi/cnp/top.html
2_24	横浜市	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例制度	太陽光発電、その他の再エネ発電（風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電）	事業用	事業者	税制	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに新たに取得した特定再生可能エネルギー発電設備（取得が令和2年4月1日から令和6年3月31日の場合は旧法の規定が適用）	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準額について、以下の特例率*を乗じた額に軽減する。 ・特定太陽光発電設備 1kW未満…1/2 1kW以上…7/12 ・特定風力発電設備 20kW未満…7/12 20kW以上…1/2 ・特定水力発電設備 5kW未満…1/3 5kW以上…7/12 ・特定地熱発電設備 1kW未満…1/2 1kW以上…1/3 ・特定バイオマス発電設備 ① 1万未満…1/3 ② 1万kW以上2万kW未満…1/2 ③ 1万kW以上2万kW未満…11/14 ※ *地方自治体が特例率を条例で定めることができる地域決定型特例措置（通称：わがまち特例）による率 ※②のうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備の特例率については、11/14	償却資産課 045-671-4384	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zai-hoken/zeikin/jigrosva/shizei/koteishisan/wagama-chitokurei.html
2_25	横浜市	横浜市次世代型太陽電池実証事業補助金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	検討中	検討中	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 循環型社会推進課 045-671-4109	準備中
3_1	川崎市	川崎市太陽光発電設備等設置費補助金	太陽光発電 蓄電池 ZEH ZEH+	住宅用	個人 その他	補助金	【対象者】 市内に居住する又は居住を予定している住宅に対し太陽光発電設備等を設置する個人、市内に所在する共同住宅において太陽光発電設備等を設置する共同住宅の管理組合または所有者等であって、かつ川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金の申請を行っている方 【対象設備】 ①太陽光発電設備 ②蓄電池 ③ZEH・ZEH+設備	①太陽光発電設備（FITを適用するもの） 4万円/件 ②太陽光発電設備（FITを適用しないもの） 7万円/kW（最大28万円、ただし対象者が共同住宅の管理組合または所有者等の場合を除く）、又は経費の1/2のいずれか低い額 ③蓄電池（FITを適用するもの、又は既存設備と連系） 10万円/kWh（最大30万円）、又は、経費の1/2のいずれか低い額 ④蓄電池（FITを適用しない設備と連系） 10万円/kWh（最大70万円）、又は経費の1/2のいずれか低い額 ⑤ZEH設備（ZEH Oriented設備を含む） 25万円/件 ⑥ZEH+設備 40万円/件 対象者が共同住宅の管理組合または所有者等の場合の補助対象設備は②及び④に限る	脱炭素戦略推進室 044-200-2178	https://www.city.kawasaki.jp/300/page/000018530_0.html

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
3_2	川崎市	川崎市市内事業者エネ化支援事業	太陽光発電 その他再エネ発電 熱利用(太陽熱等) 燃料電池 省エネ 見える化 蓄電池	事業用	事業者	補助金	<p>【補助対象事業者】 市内に事業所を有する中小企業者等の中小規模事業者 ※完了届の提出までに「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者」の認定取得が必要です。</p> <p>【補助対象事業】 ①再生可能エネルギー源利用設備(太陽光発電設備等)の導入 ②省エネルギー型設備(空調設備、燃焼設備、業務用燃料電池等)の更新 ③省エネルギー型設備(川崎CNブランド認定製品の一部)の更新 ④ ①から③のいずれかと併せて導入するエネルギー管理装置(EMS装置)</p> <p>①再生可能エネルギー源利用設備(太陽光発電設備等)の導入 ・補助対象経費の3分の1(上限200万円) ・別途太陽光発電出力に応じた加算:1万円/kW(上限20万円) ※蓄電池は本補助金で導入する発電設備と接続するものに限る</p> <p>②省エネルギー型設備(空調設備、燃焼設備、業務用燃料電池等)の更新 ・補助対象経費の4分の1(上限150万円) ・特定の川崎CNブランド認定製品を導入する場合加算(上限50万円)</p> <p>③省エネルギー型設備(川崎CNブランド認定製品の一部)の更新 ・補助対象経費の4分の1(上限150万円) ※対象製品はホームページを参照</p> <p>④エネルギー管理装置(EMS装置) ・併せて導入する設備の補助金額を適用</p> <p>※①以外の場合、「中小規模事業者向け省エネルギー診断」の受診が必要となります。</p>	脱炭素戦略推進室 044-200-2169	https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000139062.html	
3_3	川崎市	中小規模事業者向け省エネルギー診断事業	省エネ(LED以外) LED 見える化	事業用	事業者	省エネ診断	<p>・診断の対象となる事業所が川崎市内に所在していること ・川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例に定める中小規模事業者</p> <p>専門知識を有するエネルギー管理士等による診断。直接事業所へ訪問し、エネルギー使用量や設備の使用状況を確認することで、省エネルギー効果や経費削減効果を含めたエネルギー削減に関する提案や技術的助言を実施。</p>	脱炭素戦略推進室 044-200-0369	https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013718.html	
3_4	川崎市	川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金	電気自動車充電器(普通)	住宅用	事業者 その他	補助金	<p>補助対象経費から経済産業省補助金等を除いた額の4分の3 (川崎市太陽光発電設備等設置費補助金と同時申請の場合は4分の4)</p> <p>【補助上限額(1基あたり)】 ・普通充電設備、充電用コンセントスタンド:23万円 ・充電用コンセント:12万円</p>	環境局環境対策部地域環境 創課 044-200-2530	https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000147639.html	
3_5	川崎市	水素ステーション及び充電設備に係る固定資産税(償却資産)の減免措置	電気自動車充電器(急速・普通) 水素ステーション	事業用	事業者	税制	<p>○水素ステーションに対する減免措置 【対象者】 減免の対象となる償却資産の所有者 【対象となる償却資産】 令和3年1月2日から令和9年3月31日までに取得した地方税法に規定された固定資産税の課税標準の特例適用資産(次の全ての要件を満たしているもの) ・電気自動車用として自動車内で燃焼機関を有しないものに水素を充填するための設備 ・「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費に係る補助」を受けて取得したもの ・一基の取得価額が1.5億円以上のもの(令和3年1月2日から令和7年3月31日までに取得した場合) ・一基の取得価額が3億円以上のもの (令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した場合) ○充電設備に対する減免措置 【対象者】 減免の対象となる償却資産の所有者 【対象となる償却資産】 次の全ての要件を満たすもの ・令和3年1月2日以降に取得したもの ・クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助対象充電設備型式一覧表に記載のある充電器及びその設置のための付帯工事</p> <p>○水素ステーション 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分限り、固定資産税(償却資産)をゼロとする。 (地方税法に規定された特例適用後の固定資産税が全額減免)</p> <p>○充電設備 新たに固定資産税が課されることとなった年度から令和12年度分までの固定資産税に限り、減免の対象となる償却資産に係る固定資産税をゼロとする。</p>	財政局税務部資産税管理課 044-200-2221	https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000134468.html	
4_1	相模原市	住宅用スマートエネルギー設備等導入奨励事業	太陽光発電 定置用リチウムイオン蓄電池 V2H ZEH ZEH Oriented LCCM住宅	住宅用	個人	奨励金	<p>【対象者】住宅に再生可能エネルギーを利用するための設備を導入した、以下の要件を満たす市民 ・自らの住民票における市内の住所地に所在する住宅に居住していること ・市税に滞納がないこと</p> <p>【対象設備】 ・太陽光単体補助コース …太陽光発電システム ・自家消費コース …定置用リチウムイオン蓄電池、V2H ・ZEHコース …『ZEH』、ZEH Oriented、LCCM住宅</p> <p>・太陽光単体補助コース:8万円(年間450件) ・自家消費コース:20万円(年間470件) ・ZEHコース:30万円(年間100件) ・LCCM住宅加算:10万円(年間5件)※ZEHコースに加算</p> <p>※奨励金額は一律。 ※2期に分けて受け付け、予定件数を超える場合は抽選を行う。</p>	環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 042-769-8240	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hoivo/1008083.html	
4_2	相模原市	相模原市中小企業融資制度「設備導入促進特別資金」	太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電 バイオマス熱利用 バイオマス燃料製造 雪氷熱利用 地中熱利用 温度差エネルギー ガスコージェネレーション 燃料電池 省エネ(LED以外) LED 見える化 電気自動車 PHEV 蓄電池 電気自動車充電器(急速・普通) 燃料電池自動車 水素ステーション その他	事業用	事業者 その他	利子補給・融資	<p>【利用資格】 地球温暖化防止計画書を市長に提出して市内に設備を導入する、エコアクション21の認証を受けて市内に設備を導入する又は先端設備等導入計画の認定を受けて市内に設備を導入する中小企業者</p> <p>・限度額 5,000万円 ・融資利率 2.3%以内 ・補給利率 1.4% ・利用者負担利率 0.9%以内</p>	環境経済局 産業支援・雇用対策課 042-769-9255	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1026664/1003291/rushi/chusho_kigyo/index.html	
4_3	相模原市	次世代クリーンエネルギー自動車等購入奨励事業	燃料電池自動車	個人用 事業用	個人 事業者	奨励金	<p>燃料電池自動車を購入して所有する次のいずれかに該当する人 ①市内に在住する個人又は市内に1年以上事務所がある法人又は個人事業者 ② ①に対して対象自動車のリースを行う事業者</p> <p>1台あたり30万円×3件 ※申請件数が予定件数を超過した場合は抽選</p>	環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 042-769-8240	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hoivo/1008087.html	
4_4	相模原市	水素供給設備整備補助金	水素ステーション	事業用	事業者	補助金	<p>市内に定置式の水素供給設備を導入する事業者</p> <p>4</p> <p>補助上限 1,750万円 ※募集期間内に申請が複数あった場合は各々の補助額を上限として、予算額を当該補助額に応じて按分</p>	環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 042-769-8240	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hoivo/1014159.html	

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
4_5	相模原市	中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金	太陽光発電 太陽熱利用 ガスコージェネレーション 蓄電池 省エネ (LED以外) LED 見える化	事業用	事業者	補助金	支援の内容の詳細については、5月頃に相模原市ホームページで公開予定。	環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 042-769-8240	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hoivo/1008084.html	
4_6	相模原市	省エネアドバイザー派遣事業	省エネ (LED以外) LED	事業用	事業者	専門家派遣	支援の内容の詳細については、5月頃に相模原市ホームページで公開予定。	環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 042-769-8240	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hoivo/1015725/1008078.html	
4_7	相模原市	住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備導入補助	太陽光発電 蓄電池	住宅用	事業者	補助金	支援の内容の詳細については、5月頃に相模原市ホームページで公開予定。	環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 042-769-8240	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/hoivo/1020272.html	
4_8	相模原市	エコアクション2.1認証取得支援補助金	その他	事業用	事業者	補助金	支援の内容の詳細については、5月頃に相模原市ホームページで公開予定。	環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 042-769-8240	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/1026502/1027882/1029831.html	
4_9	相模原市	相模原市エコアクション2.1設備導入支援補助金	省エネ (LED以外) LED	事業用	事業者	補助金	支援の内容の詳細については、5月頃に相模原市ホームページで公開予定。	環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 042-769-8240	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/1026502/1027882/1029832.html	
4_10	相模原市	電気自動車充電設備導入補助金	電気自動車充電器	事業用	事業者	補助金	市内の集合住宅、事務所・工場等又は商業施設等へ設置する充電設備	①急速充電器030万円 補助率1/3 ②普通充電器015万円 補助率1/3 ①、②合わせて合計5基まで	環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 042-769-8240	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/1026502/1027882/1029343.html
5_1	横須賀市	家庭用電気自動車等導入者奨励金	電気自動車 電気自動車充電器	個人用 住宅用	個人	奨励金	市内に生産拠点を有する事業者が製造した電気自動車又は電気自動車用の充電設備を新たに導入した個人	1件につき5万円	経営企画部環境政策・ゼロカーボン推進課	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0870/kankyou_solar/evhoio.html
5_2	横須賀市	電気自動車導入費補助金	電気自動車	事業用	事業者	補助金	市内に生産拠点を有する事業者が製造した電気自動車を市内に保管する市内事業者 ただし、自動車の製造または販売を行う事業者は申請することができません	1台20万円 ※過去に横須賀市の補助を利用して購入した車両の買換えの場合は、10万円 ※可搬型充電器を同時に導入する場合は30万円	経営企画部環境政策・ゼロカーボン推進課	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0870/evhoiokin.html
5_3	横須賀市	電気自動車用充電器等設置費補助金	電気自動車充電器	事業用 その他	事業者 その他	補助金	一般利用が可能な充電器等を市内に設置する事業者等、共同住宅（分譲マンション、賃貸マンション・アパート等）の敷地内に充電器等を設置する事業者・マンション管理組合等、通勤車両等に充電器等を設置する事業者等 ただし、自動車の製造または販売を行う事業者のほか、電気供給事業者およびその関連会社は申請できません	補助率 4/5 上限額 ◆共同住宅に設置する場合 1敷地150万円 (原則3基以上設置) ※災害時に活用可能な充電器を設置する場合は200万円 ◆マンション管理組合が充電器の設置を検討する際の図面などの資料作成 15万円 ◆事業所等で通勤車両等に設置する場合 1敷地150万円 (原則5基以上設置) ※災害時に活用可能な充電器を設置する場合は200万円 ◆その他事業所等 1基50万円	経営企画部環境政策・ゼロカーボン推進課	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0870/evhoio.html
5_4	横須賀市	横須賀市重点対策加速化事業費補助金	太陽光発電 蓄電池 LED	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	市内の住宅や事業所等に太陽光発電設備の導入を予定している個人及び事業者（中小企業等に限り） LEDは事業者（中小企業等に限り）のみ対象	◆太陽光発電設備 (家庭用) 7万円/kW (上限なし) (事業用) 7万円/kW (上限なし) ◆蓄電池 ※太陽光発電設備とセット(蓄電池のみは補助対象外) (家庭用) 1/3 (ただし、蓄電池容量kWh単価で、設定金額の上限あり) (事業用) 1/3 (ただし、蓄電池容量kWh単価で、設定金額の上限あり) ◆高効率照明 (LED) (事業用のみ) 補助額1/2 (設定金額の上限あり) ←本当は、具体的な金額を記載	経営企画部環境政策・ゼロカーボン推進課	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0870/kankyou_solar/itutentaisaku.html
6_1	平塚市	勤労者生活資金貸付制度	再生可能エネルギー設備 (太陽光発電)	住宅用	個人	融資	市内に居住又は市内の同一事業所に1年以上勤務する個人で、本人の居住用住宅に太陽光発電設備を設置する者	貸付 300万円以内 償還 10年以内 利率 年1.1% (別途保証率年0.7%~1.2%が上乗せされます。) ※利率は金融機関との協議により変更となる可能性があります。	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758 (直通)	https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kiavo/naace-01581.html

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
6_2	平塚市	平塚市企業立地促進補助金(環境設備助成)	再生可能エネルギー設備(太陽光発電、風力発電) 蓄エネ(蓄電池)	事業用	事業者	補助金	市内への新規立地や既存工場の増築等にあって、環境設備*を導入した企業で、次に該当するもの *対象業種：製造業(付随する研究所含む)、情報通信業、自然科学研究所 *対象区域：工業地域、工業専用地域、準工業地域(敷地9000平米以上)、五領ヶ台研究研修パーク、ツインシティ大神地区、市街化調整区域(開発許可済みであること) *支援要件：新規立地等における土地・建物・償却資産への投資金額が、大企業3億円以上、中小企業5千万円以上 *環境設備 ・太陽光発電設備(発電能力10kw以上) ・風力発電 ・蓄電池(再生可能エネルギーで発電した電力を貯め、敷地内施設で利用するもの)	発電能力1kW当たり10万円(太陽光発電) 上限300万円 発電能力1kW当たり5万円(風力発電) 上限100万円 蓄電設備：当該設備の導入にかかった費用に0.25を乗じて得た額。上限100万円	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758(直通)	https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kiyvo/page-c_01591.html
6_3	平塚市	平塚市脱炭素設備投資促進補助金	再生可能エネルギー設備、省エネ設備	事業用	事業者	補助金	【対象者】 市内で事業を営む中小事業者 【対象機器】 生産性向上及びCO2の排出量の削減が見込める設備導入	【助成率】 ・1/5(市内業者発注等の場合は1/3) ただし、再生可能エネルギー設備は1/5または8万円/kwの低い方(市内業者発注等の場合は1/3または10万円/kwの低い方) 【補助限度額】 ○再生可能エネルギー設備 300万円(市内業者発注等の場合は500万円) ○省エネ設備経費(30万-300万円) 50万円 ○省エネ設備経費(300万円以上) 200万円	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758(直通)	https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangvo/page33_00104.html
6_4	平塚市	平塚市中小企業制度融資	再生可能エネルギー設備、省エネ設備、蓄エネ(電気自動車、燃料電池)	事業用	事業者	融資 利子補給	【対象者】 市内で1年以上継続して同一業種を営む中小事業者等 【対象機器】 CO2の排出量の削減が見込める設備導入	【脱炭素設備資金】 資金使途 設備資金 融資限度額 4,000万円 利率 2.3%以内 融資期間 10年以内 信用保証料補助 利子補給 3年間全額(上限年25万円)	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758(直通)	https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kiyvo/page-c_01598.html
6_5	平塚市	先端設備等導入計画	省エネ設備	事業用	事業者	税制	【対象者】 中小企業等経営強化法上の中小企業等 【対象設備】 取得額が一定額以上の機械装置、工具、器具備品、建物附属設備 【対象事業】 労働生産性を年平均3%以上向上させ、年平均の投資効率が5%以上となることが見込まれる設備導入	1.5%以上の賃上げ表明をした場合、取得した設備等の固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減 3%以上の賃上げ表明をした場合、取得した設備等の固定資産税の課税標準を5年間1/4に軽減	産業振興部 産業振興課 0463-21-9758(直通)	https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangvo/page33_00028.html
6_6	平塚市	平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金	省エネ(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、蓄エネ(蓄電池)	住宅用	個人	補助金	市内に自ら居住するための「ZEH」住宅を導入する個人	20万円/件 ※蓄電池を同時導入する場合は、補助額に5万円を加算 ※太陽光発電設備導入補助金との併用は不可	環境部 環境政策課 0463-21-9762 (直通)	https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page67_00041.html
6_7	平塚市	平塚市太陽光発電設備導入補助金	再生可能エネルギー設備(太陽光発電)、蓄エネ(蓄電池)	住宅用	個人	補助金	市内に自ら居住するための住宅に太陽光発電設備を導入する個人	補助率1/2以内 上限20万円(5万円/kw) ※蓄電池を同時導入する場合は、補助額に5万円を加算 ※ZEH補助金との併用は不可	環境部 環境政策課 0463-21-9762 (直通)	https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page67_00127.html
6_8	平塚市	既存住宅断熱リフォーム補助金	省エネ(断熱リフォーム)	住宅用	個人	補助金	市内に居住する住宅を断熱リフォームをする個人のうち、国又は県の断熱改修に係る補助金を交付されている方	補助対象経費の1/3以内 上限8万円	環境部 環境政策課 0463-21-9762 (直通)	https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/page67_00126.html
7_1	鎌倉市	鎌倉市住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金	太陽光発電 蓄電池 燃料電池 その他	個人用 住宅用	個人 事業者	補助金	【対象者及び施設】 住宅に、右記の設備を1つ以上設置する個人等(住宅用太陽光発電システムについてはFIT制度を利用する場合に限る)	住宅用太陽光発電システム 上限5万円(1万円/kw) 家庭用燃料電池 上限4万円 設置用リチウムイオン蓄電システム 上限5万円 電気自動車充電器 上限3万円 ※市が定める条件に該当する場合は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)等加算として、補助額に5万円を加算	環境部 環境政策課 0467-61-3421	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/saiseihoivo.html
7_2	鎌倉市	鎌倉市重点対策加速化事業費補助金	太陽光発電 蓄電池	個人用 事業用 住宅用	個人 事業者	補助金	【対象者及び施設】 ・市内の住宅や事業所に太陽光発電設備及び蓄電池を設置しようとする個人及び事業者 (太陽光発電設備についてはFIT制度を使用せず、一定量を自家消費すること。また、蓄電池は太陽光発電設備と同時に導入する場合のみ) 【蓄電池】 太陽光発電設備と同時に申請する場合のみ。補助額は蓄電池の価格の1/3、ただし以下単価の1/3を上限とする。 ・家庭用： 4,800Ah・セル相当のkWh未満の場合で設備の単価が、本体価格+工事費で14.1万円/kWh ・業務用： 4,800Ah・セル相当のkWh以上の場合で設備の単価が本体価格+工事費で16.0万円/kWh	【太陽光発電設備】 ・家庭用 7万円/kw(上限なし) ※自家消費率30%以上、余った電気は売却可能(FIT/FIP売電は不可)。 ・事業用 5万円/kw(上限なし) ※自家消費率50%以上、余った電機は売却可能(FIT/FIP売電は不可)。ただし、30%以上を自家消費した場合、50%に満たない残りの部分を売電等により神奈川県内で消費することも可能。	環境部 環境政策課 0467-61-3421	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/saiseihoivo-luten.html
7_3	鎌倉市	鎌倉市環境共生施設整備費補助金	①省エネ ②太陽光発電	事業用	事業者	補助金	【対象者】 市内において、製造業、情報通信業または自然科学研究所を一年以上継続して営んでいる企業等。 【対象施設】 ①省エネルギーなど、地球環境への負荷の軽減を図るための施設及びこれに付随する設備。 ②太陽電池モジュールを利用し、太陽エネルギーを電気に変換する設備で、その発電能力が1kW以上のもの。 ※①、②ともに、補助対象経費が20万円未満の施設を設置する事業及び同年度内に市が実施する他の補助事業の補助を受けた事業は対象外。	①施設の設置に要する費用 補助率50%以内、上限300万円 ②施設の設置に要する費用 発電能力1kWにつき、10万円を乗じて得た額を補助、上限150万円 ※①、②ともに、1,000円未満の端数切捨て。補助対象経費は、市内の事業所に係る経費のみとする。	文化観光部 産業課 0467-23-3000(内線2355)	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/kankrou.html
7_4	鎌倉市	わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)	太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電	事業用	事業者	税制	「わがまち特例」の対象となる固定資産について、課税標準の特例割合を定めてる。 (特定太陽光発電設備、特定風力発電設備、特定水力発電設備、特定地熱発電設備、特定バイオマス発電設備)	特定太陽光発電設備 10kw以上1,000kw未満 1/2 1,000kw以上 7/12 特定風力発電設備 20kw未満 7/12 20kw以上 1/2 特定水力発電設備 5,000kw未満 1/3 5,000kw以上 1/2 特定地熱発電設備 1,000kw未満 1/2 1,000kw以上 1/3 特定バイオマス発電設備 10,000kw未満 1/3 10,000以上20,000未満 1/2	総務部 資産税課 0467-61-3931	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shisanzei/shisanzei_shoukyaku_tokurei.html

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギーの種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
8_1	藤沢市	住宅用太陽光パネル等設置費補助事業	太陽光発電 燃料電池 省エネ (LED以外) 蓄電池	住宅用	個人	補助金	自ら居住する住宅等に太陽光発電システムを設置する個人 自ら居住する住宅等に高効率給湯機器 (エネファーム、エコキュート、ハイブリッド給湯器) を設置する個人 自ら居住する住宅等にリチウムイオン蓄電池を設置する個人	【太陽光発電】 1kW当たり1.5万円 (上限5万円) 補助予定件数 90件 【高効率給湯機器】 1件5万円 補助予定件数 75件 【蓄電池】 1件5万円 補助予定件数 150件	ゼロカーボン推進課 0466-50-8282	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zeroc/mac/hizukuri/kankyo/hojo/taivoko2.html
8_2	藤沢市	事業者用太陽光発電システム設置費補助事業	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	市内に所有する建物に太陽光発電システムを設置する法人、個人事業者	補助対象経費の4分の1 (上限100万円) 補助予定件数 1件	ゼロカーボン推進課 0466-50-8282	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zeroc/mac/hizukuri/kankyo/hojo/jigyousha_taiyoko.html
8_3	藤沢市	雨水貯留槽購入費補助事業	その他	住宅用	個人	補助金	自ら居住する住宅等に雨水貯留槽を設置する個人	購入金額の2分の1 (上限1.5万円) 補助予定件数 10件	ゼロカーボン推進課 0466-50-8282	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zeroc/mac/hizukuri/kankyo/hojo/usui2.html
8_4	藤沢市	次世代自動車導入補助事業	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 燃料電池自動車 その他 (V2H充放電設備 (加算))	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	次世代自動車 (EV、PHEV、FCV) を導入する市内に在住する市民又は市内に事業所等を有する事業者	【電気自動車】 1件5万円 補助予定件数 100件 【プラグインハイブリッド自動車】 1件5万円 補助予定件数 10件 【燃料電池自動車】 1件15万円 補助予定件数 1件 【加算】 EV、PHEVの導入と同時にV2H充放電設備を設置する場合、5万円/基 加算予定件数 10件	ゼロカーボン推進課 0466-50-8282	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zeroc/mac/hizukuri/kankyo/hojo/jidousha2.html
8_5	藤沢市	電気自動車等用充電設備設置費補助金	電気自動車充電器 (急速・普通)	その他	事業者	補助金	一般利用が可能な充電器等を市内に設置する事業者	【急速充電】 補助対象経費の5分の4 (上限50万円) 補助予定件数 1件 【普通充電】 1件15万円 補助予定件数 2件	ゼロカーボン推進課 0466-50-8282	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zeroc/mac/hizukuri/kankyo/hojo/evjunden.html
8_6	藤沢市	住宅用太陽光発電システム (自家消費型) 等設置費補助金	太陽光発電 蓄電池 見える化	住宅用	個人	補助金	自ら居住する住宅等に太陽光発電システム (自家消費型) ・リチウムイオン蓄電池・ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) の3点を同時設置する個人	【太陽光発電】 1kWにつき7万円 【蓄電池】 補助対象経費の3分の1 (上限14.1万円/kWh) 【HEMS】 補助対象経費の3分の2 (上限20万円) 補助予定件数 65件	ゼロカーボン推進課 0466-50-8282	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zeroc/mac/hizukuri/kankyo/hojo/taivoko_ikasyouhi.html
8_7	藤沢市	事業者用太陽光発電システム (自家消費型) 等設置費補助金	太陽光発電 蓄電池	事業用	事業者	補助金	市内に所有する建物に太陽光発電システムを設置する法人、個人事業者 市内に所有する建物にリチウムイオン蓄電池を設置する法人、個人事業者	【太陽光発電】 1kWにつき5万円 補助予定件数 8件 ※ソーラーカーポートは補助対象経費の3分の1 補助予定件数 3件 【蓄電池】 補助対象経費の3分の1 (上限16万円/kWh) 補助予定件数 4件	ゼロカーボン推進課 0466-50-8282	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zeroc/mac/hizukuri/kankyo/hojo/jigyousha_taiyoko_ikasyouhi.html
8_8	藤沢市	高効率機器設置費補助金	省エネ (LED以外) LED	事業用	事業者	補助金	市内に所有する建物に高効率機器を設置する法人、個人事業者	【高効率照明 (LED)】 補助対象経費の2分の1 補助予定件数 10件 【高効率給湯機器】 補助対象経費の2分の1 (上限100万円) 補助予定件数 1件 【高効率空調機器】 補助対象経費の2分の1 (上限100万円) 補助予定件数 6件	ゼロカーボン推進課 0466-50-8282	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zeroc/mac/hizukuri/kankyo/hojo/koukouritu.html
8_9	藤沢市	既存住宅断熱改修補助金	省エネ (LED以外)	住宅用	個人	補助金	市内の既存の専用住宅に高性能建材 (窓・窓及び玄関ドア) を導入して断熱改修を行う者。	【窓】 補助対象経費の3分の1 (上限1戸あたり30万円) 【玄関ドア】 補助対象経費の3分の1 (上限1戸あたり5万円) ※玄関ドアは窓と同時に改修することが要件であり、補助金額は玄関ドア+窓で上限30万円 補助予定件数 12件	ゼロカーボン推進課 0466-50-8282	https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/zeroc/mac/hizukuri/kankyo/hojo/dannetu.html
9_1	小田原市	小田原市再生可能エネルギー事業奨励金	太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電 バイオマス熱利用 雪氷熱利用 地中熱利用 温度差エネルギー	事業用	事業者	補助金	小田原市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営む事業者であり、かつ、本市の償却資産課税台帳に当該再生可能エネルギー事業の認定発電設備・自家消費型再生可能エネルギー発電設備・再生可能エネルギー熱利用設備の所有者として登録されている者	当該設備に対して課された固定資産税相当額	環境部 ゼロカーボン推進課 0465-33-1424	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/bounty/
9_2	小田原市	小田原市重点対策加速化事業費補助金	太陽光発電	住宅用 事業用	PPA・リース 事業者等	補助金	市内の住宅又は事業所等に太陽光発電設備を設置するPPA及びリース事業者等 (0円ソーラー事業者を含む。)	・5万円/kWh (事業用として事業所等に設置されるもの) ・7万円/kWh (家庭用として住宅等に設置されるもの)	環境部 ゼロカーボン推進課 0465-33-1426	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/co20-subsidy/
9_3	小田原市	小田原市重点対策加速化事業費補助金	蓄電池	住宅用	PPA・リース 事業者等	補助金	事業番号9_2及び9_4を活用し設置する家庭用太陽光発電設備の付帯設備として、市内の住宅等に蓄電池を設置するPPA及びリース事業者等 (0円ソーラー事業者を含む。)	補助対象事業費の1/3 (上限5.16万円/kWh)	環境部 ゼロカーボン推進課 0465-33-1426	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/co20-subsidy/

事業 番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔 補助金額・限度額 償還方法・利率など 〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
9_4	小田原市	小田原市重点対策加 速化事業費補助金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	住宅に太陽光発電設備を設置する者（PPA及びリース等によるものを除く）	・ 7 万円/kW	環境部 ゼロカーボン推進課 0465-33-1426	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/co20-subsidy/
9_5	小田原市	小田原市重点対策加 速化事業費補助金	蓄電池	住宅用	個人	補助金	事業番号9_2及び9_4を活用し設置する家庭用太陽光発電設備の付帯設備として、市内の住宅等に蓄電池を設置する者（PPA及びリースによるものを除く）。	補助対象事業費の1/3（上限5.16万円/kWh）	環境部 ゼロカーボン推進課 0465-33-1426	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/co20-subsidy/

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
9.6	小田原市	小田原市重点対策加速化事業費補助金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	事業所等に太陽光発電設備を設置する者（PPA及びリースによるものを除く）。	・5万円/kWh ・上記にかかわらず、ソーラーカーポートを導入する場合は補助対象事業費の1/3	環境部 ゼロカーボン推進課 0465-33-1426	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/co20-subsidy/
9.7	小田原市	小田原市重点対策加速化事業費補助金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	ソーラーシェアリング設備を設置する者	補助対象事業費の1/2	環境部 ゼロカーボン推進課 0465-33-1426	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/co20-subsidy/
9.8	小田原市	小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス	住宅用	個人	補助金	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築又は購入し、自らの居住用として居住する個人	10万円/件	環境部 ゼロカーボン推進課 0465-33-1426	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/subsidy/n39718.html
9.9	小田原市	小田原市地球温暖化対策推進事業費補助金	蓄電池 電気自動車 燃料電池 電気自動車用充放電器	住宅用	個人	補助金	自ら居住又は居住を予定している市内の住宅に家庭用エネルギー高度利用システムを導入する又は家庭用エネルギー高度利用システムが導入された住宅を自らの居住用として購入し居住する個人	①燃料電池システム 3万円/件 ②蓄電池設置型 5万円/件 ③電気自動車 5万円/件 ④充放電システム（V2H）5万円/件	環境部 ゼロカーボン推進課 0465-33-1426	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/saiene/subsidy/n39718.html
9.10	小田原市	わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）	太陽光発電設備 風力発電設備 地熱発電設備 水力発電設備 バイオマス発電設備	事業用	事業者	税制	対象設備の所有者	太陽光発電設備（取得時期:令和4年4月1日～令和6年3月31日） （取得時期:令和6年4月1日～令和8年3月31日） ・1,000kW未満 特例率 1/2 ・1,000kW以上 特例率 7/12 風力発電設備（取得時期:令和4年4月1日～令和8年3月31日） ・20kW未満 特例率 7/12 ・20kW以上 特例率 1/2 地熱発電設備（取得時期:令和4年4月1日～令和8年3月31日） ・1,000kW未満 特例率 1/2 ・1,000kW以上 特例率 1/3 水力発電設備（取得時期:令和4年4月1日～令和8年3月31日） ・5,000kW未満 特例率 1/3 ・5,000kW以上 特例率 7/12 バイオマス発電設備（取得時期:令和4年4月1日～令和8年3月31日） ・10,000kW未満 特例率 1/3 ・10,000kW～20,000kW 特例率 1/2 バイオマス発電設備（木質バイオマスまたは、農産物の収穫に伴い生じるバイオマス区分に該当するもの） （取得時期:令和6年4月1日～令和8年3月31日） ・10,000kW～20,000kW 特例率 11/14 ※取得時期が令和8年4月1日以降の設備に係る特例措置については、確定後、市ホームページに掲載いたします。	総務部 資産税課 0465-33-1361	https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/tax-resi/tax2/assets/system/n37109.html
10.1	茅ヶ崎市	再生可能エネルギー発電設備による固定資産税の減額	太陽光発電 風力発電 水力発電 地熱発電 バイオマス発電	事業用	事業者	税制	令和6年4月1日～令和8年3月31日までに取得したもの	地方税法附則第15条第25項に基づく 3年間の課税標準額の特例（設備によって、最大1/2の減額）を受けることができる。	市民部 資産税課 0467-81-7140	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/zei/kotuishisanzei/1019194.html
10.2	茅ヶ崎市	太陽光発電設備普及啓発事業費補助金	太陽光発電	事業用	事業者 その他	補助金	茅ヶ崎市内で事業活動を行う団体やその他公益の増進に取り組む団体	【補助額】 補助率1/2（限度額200万円） ※多数の者が利用する施設（市が設置し、又は運営する施設及び住宅を除く。）に太陽光発電設備を設置し、これを用いてする「見学会、講演会、学習会その他これに類する活動の実施」及び「対象設備の設置に伴い発生した電力や省エネルギー効果の実績の継続的な公表」を要件として補助するものである。	環境部 環境政策課 0467-81-7176	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankvo/1003449/1034772.html
11.1	逗子市	カーボンニュートラル推進補助金	その他	住宅用	個人	補助金	ZEH等導入補助 市内に自ら居住するための「ZEH」、「Nearly ZEH」、「ZEHoriented」若しくは「ゼロエネ相当」の住宅を新築、購入又は改修する個人	上限50万円/件	環境都市部 環境都市課 046-872-8123	https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kankvo/1007555/1012672/index.html
11.2	逗子市	カーボンニュートラル推進補助金	創エネ 省エネ 蓄エネ	住宅用	個人	補助金	①市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、太陽光発電設備及び定置式蓄電池システムを設置する者 ②市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置する者 ③市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、HEMS機器を設置する者	①上限15万円/件 ②上限5万円/件 ③上限1万円/件	環境都市部 環境都市課 046-872-8123	https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kankvo/1007555/1012672/index.html
11.3	逗子市	カーボンニュートラル推進補助金	蓄エネ	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	市内に住所を有する個人又は市内に事務所を有する事業者で、自らが居住する又は営業する住宅に、EV充電設備（V2H）を設置する者	上限20万円/件	環境都市部 環境都市課 046-872-8123	https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kankvo/1007555/1012672/index.html
11.4	逗子市	カーボンニュートラル推進補助金	省エネ	住宅用	個人	補助金	自ら居住する又は居住を予定している市内の既存の住宅に対し、断熱改修工事又は高日射反射率塗装を行う個人	上限7.5万円/件	環境都市部 環境都市課 046-872-8123	https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kankvo/1007555/1012672/index.html
11.5	逗子市	逗子市重点対策加速化事業費補助金	創エネ	住宅用 事業用	事業者	補助金	市内の住宅又は事業所等に太陽光発電設備を設置するPPA及びリース事業者等（0円ソーラー事業者を含む。）。 ※事業用は中小企業等の事業者のみ。	・5万円/kWh（事業用として事業所等に設置されるもの） ・7万円/kWh（家庭用として住宅等に設置されるもの）	環境都市部 環境都市課 046-872-8123	https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kankvo/1007555/1012671/index.html
11.6	逗子市	逗子市重点対策加速化事業費補助金	蓄エネ	住宅用 事業用	事業者	補助金	事業番号11-5を活用し太陽光発電設備の付帯設備として、市内の住宅又は事業所等に蓄電池を設置するPPA及びリース事業者等（0円ソーラー事業者を含む。）。 ※事業用は中小企業等の事業者のみ。	蓄電池の価格（円/kWh）の1/3 （ただし、下記価格の1/3を上限とする。） 家庭用：14.1万円/kWh 事業用：16.0万円/kWh	環境都市部 環境都市課 046-872-8123	https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kankvo/1007555/1012671/index.html
11.7	逗子市	逗子市重点対策加速化事業費補助金	創エネ	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	市内の住宅又は事業所等に太陽光発電設備を設置する者	・5万円/kWh（事業用として事業所等に設置されるもの） ・7万円/kWh（家庭用として住宅等に設置されるもの）	環境都市部 環境都市課 046-872-8123	https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kankvo/1007555/1012671/index.html
11.8	逗子市	逗子市重点対策加速化事業費補助金	蓄エネ	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	事業番号11-7を活用し太陽光発電設備の付帯設備として、市内の住宅又は事業所等に蓄電池を設置する者	蓄電池の価格（円/kWh）の1/3 （ただし、下記価格の1/3を上限とする。） 家庭用：14.1万円/kWh 事業用：16.0万円/kWh	環境都市部 環境都市課 046-872-8123	https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/kankvo/1007555/1012671/index.html
12.1	三浦市	三浦市住宅リフォーム助成事業	その他	住宅用	個人	補助金	市内において自ら居住する住宅の、市内の施工業者による住宅本体に係る機能維持・向上のための修繕、模様替え、増築等の工事	20万円以上の対象工事に8万円の補助金を支給 予定件数120件	総務部 財産管理課 046-882-1111	https://www.city.miura.kanagawa.jp/soshiki/zaisankanrika/zaisankanrika/riformo/160.html

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
12_2	三浦市	三浦市重点対策加速化事業費補助金	①太陽光発電 ②蓄電池（太陽光発電と同時導入に限る）	住宅用 事業用	個人 事業者	補助金	市内の住宅又は事業所等に補助対象設備を設置する者（事業用は中小企業者のみ対象）	個人 ①1kWあたり7万円 ②蓄電池の価格（上限14.1万円/kWh）の1/3 事業者 ①1kWあたり5万円 ②蓄電池の価格（上限16.0万円/kWh）の1/3	都市環境部 環境課 046-882-1111	https://www.city.miura.kanagawa.jp/soshiki/kankyoka/syoudenadatutanso/11223.html
13_1	秦野市	再生可能エネルギー発電設備による固定資産税の減額	①太陽光発電 ②風力発電 ③水力発電 ④地熱発電 ⑤バイオマス発電	事業用	事業者	税制	令和6年4月1日～令和11年3月31日までに取得したもの	地方税法附則第15条24項に基づく課税標準額の減額 特例率は制定予定	総務部 資産税課 0463-82-7391(直)	https://www.city.hadano.kanagawa.jp/kurashi-teitsuzuki/zeikin/6/7508.html
13_2	秦野市	省エネ住宅改修による固定資産税の減額	③省エネ（LED以外）	住宅用	個人	税制	平成26年4月1日以前から所在する住宅のうち、令和13年3月31日までの間に、要件を満たす一定の省エネ改修工事（区分所有含む、自己負担額60万円を超える）を行い、その事実が証明された住宅	地方税法附則第15条の9に基づく固定資産税額の減額（改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額が3分の1） 要件 ・改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下 ・窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）を必須とし、その他天井・床・壁の断熱改修工事により、改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること 工事費用 補助金等を充てる部分を除いた対象工事費用が60万円以上のもの	総務部 資産税課 0463-82-7391(直)	https://www.city.hadano.kanagawa.jp/kurashi-teitsuzuki/zeikin/6/7508.html
13_3	秦野市	脱炭素設備導入促進資金融資制度	①太陽光発電 ②風力発電 ③省エネ（LED以外）	事業用	事業者	融資	市内の中小企業者等が事業者で利用するために設置する発電設備及び省エネルギー設備の設置に要する資金 ※発電設備について、太陽光では出力10kW、風力では1kW以上を対象とする	融資限度：5,000万円以内 融資利率：5年以内 年2.2%以内 5年超 年2.4%以内 融資期間：10年以内	環境産業部 産業振興課 0463-82-9646(直)	https://www.city.hadano.kanagawa.jp/soshiki/7/1049/3/4/1678.html
13_4	秦野市	秦野市 中小企業等LED化促進事業補助金交付	LED	事業用	事業者	補助金	市内事業所においてLED化を行うおとする事業者で、中小企業基本法に規定する中小企業者もしくは、市内に本社を置く事業者であり、かつ、LED化の工事を市内に本社を置く事業者の施工により行う事業者	LED化のために要する経費（設置等の工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。（下限 10万円）	環境産業部 環境共生課 0463-82-9618(直)	https://rarea.events/features/hadano-datutanso/formember
13_5	秦野市	秦野市ゼロカーボン暮らし創出加速化補助金	①太陽光発電 ②蓄電池 ③ZEH	住宅用	個人	補助金	①市内に自ら居住するための住宅に住宅用太陽光発電システムを導入する個人 ②市内に自ら居住するための住宅に住宅用蓄電池システムを導入する個人 ③市内に自ら居住するための「ZEH」の住宅を新築、購入する個人	①1kW当たり1.5万円（上限7.5万円）：補助予定件数30件 ②1kWh当たり1万円（上限5万円）：補助予定件数30件 ③25万円/戸：補助予定件数2件	環境産業部 環境共生課 0463-82-9618(直)	https://www.city.hadano.kanagawa.jp/kurashi-teitsuzuki/mizumidori/1/index.html
14_1	厚木市	厚木市住宅省エネ設備導入促進奨励金	①太陽光発電 ②蓄電池 ③燃料電池 ④太陽熱利用システム ⑤既存住宅設置加算 ⑥居住誘導加算 ⑦自家消費加算	住宅用	個人	補助金	①から④の対象機器を設置した場所に住民登録を有した個人で、自ら利用している方・リース又はPPAにより対象機器を設置した方 ⑤①において、既存住宅に設置した方 ⑥①において、市内居住誘導区域外から居住誘導区域内に新たに住居を購入し、転居した方 ⑦①及び②においてFIT売電を利用せず、自家消費する方	①1kW当たり1万円 上限6万円 補助予定件数190件 ②1台当たり5万円 補助予定件数140件 ③1台当たり5万円 補助予定件数8件 ④1件当たり5万円 補助予定件数2件 ⑤1件当たり10万円 補助予定件数30件 ⑥1件当たり5万円 補助予定件数3件 ⑦ ○太陽光発電システム 1kW当たり7万円 上限6kW 補助予定件数105件 ○住宅用蓄電池システム 蓄電池価格の3分の1（1,000円未満切り捨て） ただし、蓄電池価格が155,000円/kWh以下の機器が対象 補助予定件数105件	環境農政部 環境政策課 046-225-2746	https://atsugi-carbonneutral.studio.site/frAXeXMu/Z-o.IIHOP
14_2	厚木市	厚木市省エネ住宅導入促進奨励金	①ゼロ・エネルギーハウス導入奨励金 ②断熱窓リフォーム奨励金 ③高性能加算	住宅用	個人	補助金	①市内で自らが住む（住民票がある）住宅としてZEHを導入した方 ②市内で自らが住む（住民票がある）既存住宅の外気に接する窓を、断熱性能が高い窓に改修した方 ③ZEHの奨励金の交付対象者のうち、戸建住宅ZEH化等支援事業において「ZEH+」の区分で交付決定を受けた方、又はみらいエコ住宅支援事業において「GX志向型住宅」の区分で交付決定を受けた方	①1件当たり10万円 補助予定件数10件 ②税抜き改修費用から国県補助金額を控除した額の1/2（市外事業者が施工した場合は1/3） 上限20万円 補助予定件数20件 ③1件あたり10万円 補助予定件数5件	環境農政部 環境政策課 046-225-2746	https://atsugi-carbonneutral.studio.site/frAXeXMu/Z-o.IIHOP
14_3	厚木市	厚木市事業所用省エネ設備導入促進補助金	①太陽光発電 ②蓄電池	事業用	事業者 その他	補助金	住宅以外の施設（企業、団体、個人事務所など）への自家消費型太陽光発電システム又は蓄電池を導入した方・リース又はPPAにより対象機器を設置した方	①1kW当たり5万円 ○自己設置 上限300万円 補助予定件数5件 ○リース・PPA 上限2,000万円 補助予定件数5件 ② ○自己設置 1件当たり10万円 ○リース・PPA 蓄電池価格の3分の1（1,000円未満切り捨て）上限200万円 ただし、蓄電池価格が190,000円/kWh以下の機器が対象	環境農政部 環境政策課 046-225-2746	https://atsugi-carbonneutral.studio.site/frAXeXMu/Z-o.IIHOP
14_4	厚木市	厚木市電気自動車等導入奨励金	①電気自動車 ②V2H ③再エネ利用による加算	住宅用	個人	補助金	①個人で電気自動車を購入又は4年以上のリース契約をした方 ②個人でV2Hを導入した方 ③電気自動車の奨励金の交付対象者のうち、居住家屋等に発電出力3.0キロワット以上の太陽光発電システムが設置され、自ら発電した電力を使用している方、又は居住家屋等で使用する電力が100パーセント再生可能エネルギーによる方。	①1台10万円（普通自動車） 1台5万円（軽自動車） 補助予定件数30件 ②1台5万円 補助予定件数5件 ③1件あたり10万円	環境農政部 環境政策課 046-225-2746	https://atsugi-carbonneutral.studio.site/frAXeXMu/Z-o.IIHOP
14_5	厚木市	集合住宅向け充電器補助金	電気自動車	個人用 事業用 その他	個人 事業者 その他	補助金	集合住宅にEV充電器を設置した方	1台150万円 補助件数1件	環境農政部 環境政策課 046-225-2746	https://atsugi-carbonneutral.studio.site/frAXeXMu/Z-o.IIHOP

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 補助金額・限度額 償還方法・利率など	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
14_6	厚木市	厚木市中小企業カーボニュートラル推進事業補助金	①電気自動車 ②電気自動車充電器 ③省エネ	事業用	事業者	補助金	①市内中小企業等で、電気自動車を導入した事業者 ②市内中小企業等で、電気自動車用充電器を導入した事業者（市内の自社敷地内に設置したものに限る。） ③市内中小企業等で、省エネルギー機器を導入した事業者（市内の自社敷地内に設置したものに限る。） 省エネルギー機器は、照明（LED）及び空調機器等で、環境の保全が見込まれるもの（省エネルギーに関する診断を受診した中小企業者等が、その診断結果の改善を図るために更新する場合に限る。）	補助対象経費の2/3以内 【上限額】（製造業を営んでいるものによる申請の場合） ①50万円（軽自動車は30万円） ②100万円 ③100万円 【上限額】（製造業以外を営んでいる者による申請の場合） ①25万円（軽自動車は15万円） ②50万円 ③50万円	産業文化スポーツ部 産業振興課 046-225-2832	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/sanavoshinkoka/9/2/29492.html
14_7	厚木市	厚木市生活利便施設立地促進事業補助金	①太陽光発電 ②蓄電池	事業用	事業者	補助金	生活利便施設が不足している地域において、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア又は診療所を新規出店・開設等し、継続して5年間事業を行う事業者（対象施設に太陽光発電・蓄電システム等を設置する場合、補助経費に上乗せ）	①自家消費型太陽光発電設備整備費 整備費の1/3又は太陽光発電出力1kw当たり7万円を乗じた額のいずれか低い額 【上限額】420万円（年84万） ②蓄電システム等整備費 整備費の1/3 【上限額】15万円（年3万）	都市みらい部 都市計画課 046-225-2400	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/toshikekakuka/cn/29180.html
14_8	厚木市	厚木市共同住宅断熱改修促進奨励金	その他	住宅用	その他	補助金	共同住宅の管理組合 先進的窓リノベ事業を活用して窓の改修工事をした者に限る。	1戸あたり2万円 上限100万円	環境農政部 環境政策課 046-225-2746	https://atsugi-carbonneutral.studio.site/frAXeXMu/aCMOR0I3
15_1	大和市	大和市太陽光発電システム等設置費補助金	太陽光発電 蓄電池	住宅用	個人	補助金	当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれから設備を設置する個人。 固定価格買取制度の認定を受けること、設置工事の着工前に申請することが必須。蓄電池は、太陽光発電システムと併せて設置する場合に補助。	太陽光発電システム 出力1kw当たり1.0万円、 上限4.0万円 リチウムイオン蓄電池 補助金額3万円（上限）	環境共生部 環境総務課 046-260-5493	https://www.city.yamato.lg.jp/gvosei/soshik/24/sumai/hoio_isei/11916.html
15_2	大和市	大和市中小企業融資制度中小企業事業資金「省エネルギー対策設備導入資金」	①太陽光発電 省エネ ②太陽光発電	事業用	事業者	①融資 ②融資制度 ・金融機関への預託及び利子補給 ・利用者への信用保証料補助	①太陽光発電設備等の省エネルギー設備を導入しようとする者 ※市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業等 ②市の融資制度または神奈川県融資の一部を利用した、市内に事業所を有し、所定の要件を満たす方	① ・限度額 3,000万円 ・融資期間 10年以内 ・利率 年2.0%以内 ② ・利子補給率 1/1～12/31までの期間に支払った約定利子の合計額に対し30%以内（限度額30万円） ・利子補給交付期間 初回利払月から36ヶ月 ・信用保証料補助率 払込済保証料に対し50%以内（限度額10万円）	市民経済・にぎわい創出部 産業活性化課 046-260-5135	https://www.city.yamato.lg.jp/gvosei/soshik/40/sangyo/kigvoushien/hoiokintou/4242.html
15_3	大和市	大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金	太陽光発電 蓄電池	住宅用	個人 事業者	補助金	【自己所有型】 当該年度内に市内の自ら居住する住宅にこれから設備を設置する個人。 【0円ソーラー(PPA、リース)】 当該年度内に0円ソーラー契約の相手方が居住する住宅にこれから設備を設置する事業者。 ※いずれも国から市への交付金内示以降に設備工事契約を締結し、家庭用蓄電池（蓄電容量5kwh以上）またはV2Hを太陽光発電設備と同時に設置するものが対象（V2Hは補助対象外）。また、設備工事の着工前に申請することが必要。	【太陽光発電設備】 出力1kw当たり7.0万円（上限なし） 【家庭用蓄電池】 補助対象経費（設備費+設置工事費・税抜き）の1/3（上限15.5万円/kWhの1/3）	環境共生部 環境総務課 046-260-5493	https://www.city.yamato.lg.jp/gvosei/soshik/24/sumai/hoio_isei/20402.html
15_4	大和市	大和市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金	省エネ	住宅用	個人 事業者 その他	補助金	市内の既存の専用住宅に高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）を導入して断熱改修を行う者。 【戸建住宅・集合住宅（個別）】 ・対象住戸を所有し、居住する個人 【集合住宅（全体）】 ・管理組合等の代表者 ・賃貸住宅の所有者 ※いずれも国から市への交付金内示以降に設備工事契約を締結し行う断熱改修が対象。	【戸建住宅】 補助対象経費の1/3 （上限1戸あたり120万円、玄関ドアは上限1戸あたり5万円） 【集合住宅（個別・全体）】 補助対象経費の1/3 （上限1戸あたり15万円、玄関ドア込みの場合は20万円）	環境共生部 環境総務課 046-260-5493	https://www.city.yamato.lg.jp/gvosei/soshik/24/sumai/hoio_isei/21788.html
16_1	伊勢原市	環境対策資金融資制度	創エネ 省エネ 蓄エネ その他	事業用	事業者	融資	・市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置又は改善を行う者 ・市内の事業所に、電気自動車等低公害車する者 ・市内の事業所に、太陽光発電設備を導入する者	・融資限度額 2,000万円 ・融資利率 1.8%以内 1.5%以内(信用保証付き) ・返済方法 原則、割賦返済 ・据置期間 6か月以内	経済環境部 商工観光課 0463-94-4732	https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2014041700049/
16_2	伊勢原市	伊勢原市省エネ住宅導入促進補助金	創エネ 省エネ その他	住宅用	個人	補助金	市内に住民登録があり、国または県の補助金交付を受けており、次のいずれかに該当するもの。 ①ZEHの導入（新築・購入・改築）を行った者。 ②断熱改修住宅を導入し、居室部分の窓の改修を行った者。	・1件当たり10万円 ・補助予定件数10件	経済環境部 環境対策課 0463-94-4737	https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2023032400042/ (現状のページ)4/1以降のホームページは準備中
16_3	伊勢原市	伊勢原市既存住宅用太陽光発電設備等導入補助金	創エネ	住宅用	個人	補助金	・伊勢原市内に所在する既存住宅であり、集合住宅でないこと。 ・購入（自己所有）で導入する場合は、当該住宅の所有者又は居住者（所有者同意を得た者） ・リース等で導入する場合は、還元要件を満たす設置事業者等	(1) 太陽光発電設備は、容量1kwあたり30,000円（上限は150,000円） (2) 蓄電池の同時導入加算は一律50,000円（太陽光発電設備と同一申請で導入する場合に限る）	経済環境部 環境対策課 0463-94-4737	準備中
16_4	伊勢原市	伊勢原市中小企業等省エネ設備導入支援補助金(4月中旬開始予定)	省エネ	事業用	事業者	補助金	伊勢原市内に事業所を有する中小企業等が省エネ・省CO2に貢献する設備更新(LED、空調、給湯設備、コンプレッサー等)をする際に補助金を交付。ただし、設備の更新は神奈川県内の事業所に発注することが条件。 ※国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用	定額30万円、市内に本店を有する法人又は個人事業主に発注した場合は定額50万円(補助対象経費が補助額未満の場合はその額)	経済環境部 環境対策課 0463-94-4737	https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2026020300034/ (現状のページ)4/1以降のホームページは準備中

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
16_5	伊勢原市	伊勢原市くらしの省エネ応援事業補助金(6月上旬開始予定)	省エネ	住宅用	個人	補助金	市内に住民登録があり、市内の店舗で以下の補助対象商品を購入した者。 ・高効率給湯器(国指定) ・省エネ家電(省エネ基準エアコン85%以上、冷蔵庫100%以上) ・電動アシスト自転車 ※国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用	【高効率給湯器】補助率1/2(上限25万円) 上乗せ条件①: コージネレーション型の場合+15万円 上乗せ条件②: 市内本店で購入の場合+5万円 (①と②は併用可能) 本体及び設置費が補助額未済の場合はその額 【省エネ家電・電動アシスト自転車】 定額3万円 (※市内に本店を有する店舗での購入の場合は定額6万円)	経済環境部 環境対策課 0463-94-4737	https://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2026020300089/ (現状のページ)4/1以降のホームページは準備中
17_1	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業	①太陽光発電 ②燃料電池 ③蓄電池 ④見える化(HEMS) ⑤電気自動車充電器(V2H充放電設備) ⑥太陽光発電+見える化(HEMS)+蓄電池または燃料電池または電気自動車充電器(V2H充放電設備) ⑦電気自動車 ⑧燃料電池自動車	事業用 住宅用	個人 事業者	補助金	市税及び国民健康保険税を滞納していない者であって、次のいずれかに該当するもの。 ①～⑧ ・現に市内に住所を有し、居住している者であって、自己が居住している建物等に補助対象設備等の設置又は購入(リース取引による取得を含む。以下同じ。)をする者 ・市内に事業所を有する法人又は個人であって、市内の事業所等に補助対象設備等の設置又は購入をする事業者 ①～⑥のみ ・市内に自己が居住するために建設する住居用の建物等に補助対象設備等を設置する者 ・市内に自己が居住するために補助対象設備等があらかじめ設置された新築住宅を購入する者	①1kW当たり 2万円(上限20万円) ②1施設 6万円 ③1施設 7万円 ④1施設 1万円 ⑤1施設 3万円 ⑥1申請 2万円 ⑦1台 15万円 ⑧1台 40万円	経済環境部 環境政策課 046-235-4912	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/kurashi/hozen/1016412.html
17_2	海老名市	海老名市中小企業振興支援事業	①その他(雨水活用施設) ②太陽光発電 ③風力発電 ④LED ⑤その他(屋上緑化) ⑥その他(壁面緑化) ⑦その他(生ごみ処理機:CO2の排出抑制)	事業用	事業者	補助金	市内で1年以上継続して同一業種にて操業している中小企業者又は中小企業者で構成されている団体 ①※有効貯水量10立方メートル以上のもの。 ②※発電能力が10キロワット以上のもの。 ③※設置にかかる事業費の総額が50万円以上のもの。 ④※延べ3平方メートル以上のもの。 ⑤※延べ3平方メートル以上のもの。 ⑦※設置にかかる事業費の総額が50万円以上のもの。	①一施設につき50万円 ②一施設につき40万円 ③1キロワットにつき3万円(上限50万円) ④一施設につき20万円 ⑤次のいずれか低い方の額(上限100万円) ・1平方メートルあたり2万円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額 ⑥次のいずれか低い方の額(上限100万円) ・1平方メートルあたり5千円を乗じて得た額 ・緑化に要した費用の2分の1の額 ⑦設置に要する費用の(購入及び施工費用)の4分の3(上限100万円)	経済環境部 商工課 046-235-4843	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shoko/chusho/1003742.html
17_3	海老名市	海老名市住宅改修支援事業(一般住宅改修支援補助金)	省エネ	住宅用	個人	補助金	住宅を所有し、当該住宅に居住している者 施工業者が市内に本社(本店)を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で市に届出をしている者、若しくは、海老名商工会議所会員である場合 工事費が税抜き10万円以上の工事	工事費の5分の1(千円未満切捨)、上限20万円	まちづくり部 住宅まちづくり課 046-235-9604	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/sumai/utaku/1015347.html
17_4	海老名市	海老名市住宅改修支援事業(多世代同居住宅改修支援補助金)	省エネ	住宅用	個人	補助金	住宅を所有し、当該住宅に居住している者 施工業者が市内に本社(本店)を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で市に届出をしている者、若しくは、海老名商工会議所会員である場合 工事費が税抜き10万円以上の工事 三世代以上で構成される世帯が同居していること	工事費の5分の1(千円未満切捨)、上限30万円	まちづくり部 住宅まちづくり課 046-235-9604	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/sumai/utaku/1015347.html
17_5	海老名市	海老名市住宅断熱改修促進事業(省エネ基準)	省エネ 熱利用	住宅用	個人	補助金	住宅を所有し、当該住宅に居住している者 施工業者が市に届出をしている者である場合 複数の開口部の断熱改修を含む工事 申請時点で省エネ基準及びZEH水準を満たしていない住宅 省エネ基準を満たす仕様の建材を使用する工事	工事費の5分の2(千円未満切捨)、上限20万円	まちづくり部 住宅まちづくり課 046-235-9604	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/sumai/utaku/1017796.html
17_6	海老名市	海老名市住宅断熱改修促進事業(ZEH水準)	省エネ 熱利用	住宅用	個人	補助金	住宅を所有し、当該住宅に居住している者 施工業者が市に届出をしている者である場合 複数の開口部の断熱改修を含む工事 申請時点でZEH水準を満たしていない住宅 ZEH水準を満たす仕様の建材を使用する工事	工事費の5分の4(千円未満切捨)、上限50万円	まちづくり部 住宅まちづくり課 046-235-9604	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/sumai/utaku/1017796.html
17_7	海老名市	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税課税標準の特例措置	太陽光発電 バイオマス発電	事業用	事業者	税制	令和8年4月1日から令和11年3月31日に所定の要件を満たして取得する再生可能エネルギー発電設備	地方税法附則第15条26項に基づく課税標準の特例 ①太陽光発電設備 課税標準額を2分の1 ②バイオマス発電設備 出力1万kw未満 課税標準額を2分の1	財務部資産税課 046-235-8598	https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/zeikin/koteishisan/1012412.html
18_1	座間市	スマートハウス関連設備設置補助金	太陽光発電 蓄電池	住宅用	個人	補助金	自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システム又はリチウムイオン蓄電池を設置する個人。	住宅用太陽光発電システム:1kW当たり1万円、上限4万円 リチウムイオン蓄電池:4万円	くらし安全部ゼロカーボン推進課 046-252-7675	https://www.city.zama.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kankyo/iose/1004178.html
18_2	座間市	事業所用太陽光発電システム導入補助金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	最大出力の合計値が10kW以上の太陽光発電システムを、自己の所有する店舗、事務所、営業所、倉庫等の用に供する建築物等に設置する事業者。	1kW当たり1万円、上限30万円	くらし安全部ゼロカーボン推進課 046-252-7675	https://www.city.zama.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kankyo/iose/1010108.html

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 (補助金額・限度額 償還方法・利率など)	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
18_3	座間市	電気自動車購入補助金	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	新たに電気自動車（初度登録前の車両であり、一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車に限る。ただし中古車は除く）を購入する個人又は事業者。	1台につき15万円	くらし安全部ゼロカーボン推進課 046-252-7675	https://www.city.zama.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kankyo/iose1/1004181.html
18_4	座間市	電気自動車等充電設備導入支援補助	電気自動車用充電設備	事業用 住宅用	事業者 その他	補助金	急速充電設備等を設置しようとする事業者、市内にあるマンション等の管理組合法人又は管理組合の代表者。	ア 急速充電設備：1台につき20万円、上限1基 イ 蓄電池付急速充電設備：1台につき2万円、上限5基 ウ 普通充電設備：1台につき2万円 エ 充電用コンセント：1台につき2万円 オ 充電用コンセントスタンド：1台につき2万円 (1) ア、イのうちどちらか1基 (2) ウ、エ、オのうちどちらか1基 (3) 上記の両方（ア、イのうちどちらか1基およびウ、エ、オのうちどちらか1基の合計2基）	くらし安全部ゼロカーボン推進課 046-252-7675	https://www.city.zama.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kankyo/iose1/1011825.html
18_5	座間市	座間市中小企業産業振興支援事業補助金（店舗リニューアル）	太陽光発電省エネ	事業用	事業者	補助金	市内で小売、飲食サービスまたは生活関連サービスを営む中小企業者が、固定費の削減等による経営改善に取り組む事業に対し補助金を交付。	経費の2分の1（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条に規定する機器を導入する者の取得費は3分の2）の額とし、上限50万円	地域づくり部産業振興課 046-252-7604	https://www.city.zama.kanagawa.jp/sangyo/sougyou/shogyo/1003455.html
18_6	座間市	共同住宅用太陽光発電システム導入支援補助金	太陽光発電	住宅用	その他	補助金	市内の管理組合もしくは共同住宅を所有する個人、団体又は法人が市内の共同住宅の屋根等への設置に適した太陽光発電システムを設置する費用に対し補助金を交付。	1kW当たり1万円、上限30万円	くらし安全部ゼロカーボン推進課 046-252-7675	https://www.city.zama.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kankyo/iose1/1011832.html
19_1	南足柄市	南足柄市地球温暖化対策推進事業補助金（新築住宅用）	太陽光発電省エネ（LED以外）見える化	住宅用	個人	補助金	市内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを新築・購入、かつ、国等の同種の補助金の交付決定を受けている又は交付申請予定の市内在住（転入予定含む）の個人	設備等設置に係る経費の3分の1（上限10万円/件）	環境経済部 環境課 0465-73-8006	4月以降、公開予定
19_2	南足柄市	南足柄市地球温暖化対策推進事業補助金（既存住宅の断熱リフォーム）	省エネ（LED以外）	住宅用	個人	補助金	市内で既存住宅を所有し断熱リフォームを行う、かつ、国等の同種の補助金の交付決定を受けている又は交付申請予定の市内在住の個人	断熱リフォームに係る経費の3分の1（上限7.5万円/件）	環境経済部 環境課 0465-73-8006	4月以降、公開予定
19_3	南足柄市	南足柄市地球温暖化対策推進事業補助金（既存住宅の太陽光発電設備等導入用）	太陽光発電蓄電池	住宅用	個人	補助金	太陽光発電設備及び蓄電システムを新規に導入する市内に戸建住宅を所有する個人	①太陽光発電設備 2万円/kW（上限10万円） ②蓄電システム 2万円/kW（上限5万円）	環境経済部 環境課 0465-73-8006	4月以降、公開予定
19_4	南足柄市	南足柄市地球温暖化対策推進事業補助金（電気自動車等）	電気自動車 電気自動車充電器（急速・普通）	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	電気自動車、電気自動車充電設備（V2H）を新規に購入・設置、かつ、国等の同種の補助金の交付決定を受けている又は交付申請予定の市内の個人または法人	①EV新規購入に係る経費の3分の1（上限10万円/台） ②V2H設備設置に係る経費の3分の1（上限5万円/台）	環境経済部 環境課 0465-73-8006	4月以降、公開予定
19_5	南足柄市	南足柄市省エネ家電製品買替え補助金	省エネ（LED以外）	個人用	個人	補助金	既設のエアコンまたは冷蔵庫について、省エネ性能の高い製品（基準あり）への買換えを行った市内在住の個人	購入金額の5分の1（上限1万円/件）	環境経済部 環境課 0465-73-8006	https://www.city.minamiashihara.kanagawa.jp/kurashi/gomi/kankyo/p08554.html
20_1	綾瀬市	綾瀬市個人住宅用再エネ・省エネ設備等導入費補助金	①太陽光発電 ②燃料電池 ③蓄電池 ④電気自動車充電器 ⑤見える化	住宅用	個人	補助金	①市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、太陽光発電システムを設置する者 ②市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、エネファームを設置する者 ③市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、リチウムイオン蓄電池を設置する者 ④市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、EV充電器を設置する者 ⑤市内に住所を有する個人で、自らが居住する住宅に、HEMSを設置する者	①1kW当たり1万円 上限3万円 ②、③、④上限5万円、⑤上限1万円 ※住宅用太陽光発電システムの場合、設置した専用住宅がZEHの認定を受けた場合は、10万円を加算	市民環境部 環境保全課 0467-70-5619	https://www.city.avase.kanagawa.jp/soshiki/kankyo/hozenka/zumai/1/24031.html
20_2	綾瀬市	綾瀬市共同住宅用太陽光発電設備設置補助金	太陽光発電	住宅用	個人 事業者 その他	補助金	市内の共同住宅に補助対象設備を設置し、補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅で使用する管理組合、個人、団体又は法人。	1kW当たり1万円 上限10万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5619	https://www.city.avase.kanagawa.jp/soshiki/kankyo/hozenka/zumai/1/24034.html
20_3	綾瀬市	綾瀬市事業用太陽光発電設備設置補助金	太陽光発電	事業用	個人 事業者 その他	補助金	市内の事業所で補助対象設備を設置する個人、団体又は法人（自己所有、賃貸含む）	1kW当たり1万円 上限30万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5619	https://www.city.avase.kanagawa.jp/soshiki/kankyo/hozenka/zumai/1/24033.html
20_4	綾瀬市	綾瀬市電気自動車購入補助金	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	リチウムイオン電池で駆動する電気自動車を購入する市内在住の個人又は事業者。	1台につき3万円	市民環境部 環境保全課 0467-70-5619	https://www.city.avase.kanagawa.jp/soshiki/kankyo/hozenka/zumai/1/24035.html

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 (補助金額・限度額 償還方法・利率など)	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
21_1	葉山町	葉山町再生可能エネルギーシステム等設置補助金	①太陽光発電 ②燃料電池(家庭用燃料電池システム(エネファーム)) ③蓄電池(定置用リチウムイオン蓄電システム)	住宅用	個人	補助金	町内に住所を有する者(町内に住居を新築又は建て替えのため町外に居住している者を含む。)	①1kW当たり1.5万円 上限5万円 ②5万円 ③5万円	環境部 環境課 046-876-1111 内線452	https://www.town.hayama.lg.jp/kurashi/sumai/4/4/3788.html
21_2	葉山町	葉山町電気自動車等購入費補助金	電気自動車	個人用	個人	補助金	新規登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所を有する者	5万円	環境部 環境課 046-876-1111 内線452	https://www.town.hayama.lg.jp/kurashi/sumai/4/4/10606.html
21_3	葉山町	葉山町住宅リフォーム資金補助金	その他	住宅用	個人	補助金	町内業者によりリフォームを行う住宅の所有者又は居住者	税抜20万円以上の工事に対し一律5万円の補助	都市経済部 産業振興課 046-876-1111 内線372	https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/sangyou/s/loko/1746.html
21_4	葉山町	葉山町自家消費型再生可能エネルギーシステム等設置補助金	①太陽光発電 ②蓄電池(太陽光発電と同時導入に限る)	住宅用	個人 事業者	補助金	住宅又は事業所等に補助対象設備を設置する者(事業用は中小企業の事業者のみ対象)	個人 ①1kWあたり7万円 ②1/3(1kWあたり14.1万円まで) 事業者 ①1kWあたり5万円 ②1/3(1kWあたり16万円まで)	環境部 環境課 046-876-1111 内線452	https://www.town.hayama.lg.jp/soshiki/kankyou/1/4_1/index.html
22_1	寒川町	寒川町ゼロカーボン推進対策設備等導入助成事業	太陽光発電、燃料電池、蓄電池、電気自動車、PHV、燃料電池自動車	住宅用	個人	ポイント付与	・町内に住民登録のある個人であること。 ・町税等の滞納がないこと ※この他にも補助対象設備等によって条件がことなるため、詳しくはHPを確認。	対象設備等1件の導入に対し5万ポイント ※住宅用太陽光発電システムの場合、設置した専用住宅がZEHの認定を受けた場合は10万ポイント	環境経済部環境課 0467-74-1111	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyoizai/sangyoshinko/shokorosei/info/zerocarbon_hoivokinn/14806.html
22_2	寒川町	寒川町住宅リフォーム等建築工事推進助成事業	太陽光発電、その他再生エネルギー(太陽熱等)、ガスコージェネレーション、燃料電池、LED、蓄電池等。 ※住宅リフォームに際して、町内建築業者が請け負う対象工事に含まれるエネルギー	住宅用	個人	ポイント付与	【対象者】 ・町に住民登録している者 ・申請者が対象住宅に居住していること ・町税等の滞納がないこと(対象住宅居住者全員) 【対象工事】 ・町内建築業者が請け負う対象工事費(税抜)が20万円以上の工事 ・電気設備工事(太陽光発電システムの設置、オール電化住宅工事、その他省エネ化改修工事などいずれも配線工事が伴うもの) ・その他リフォーム工事(床、壁、窓、天井、屋根、ガラス及びサッシ等の断熱改修工事など) ※本助成事業は住宅のリフォームを対象としており、その一部として上記に示す工事を対象としている	・住宅リフォームの対象工事費20万円(税抜)以上の工事に対して、対象工事の5%(千円未満切り捨て、上限3万ポイント) ・同一の建築工事に対して町の他の助成制度を利用する場合は、助成不可 ・店舗併用住宅は、居住部分が対象(居住部分の面積を抜分)	環境経済部産業振興課 0467-74-1111	https://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyoizai/sangyoshinko/shokorosei/info/shouyou/hozvosien/iutakurifomhoio.html
23_1	大磯町	大磯町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金	太陽光発電 燃料電池 蓄電池 電気自動車充電器 見える化	住宅用	個人	補助金	町内において自ら居住する住宅に、HEMS機器、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車充電器の設備を設置する者に対し補助金を交付する。	・HEMS機器：上限1万円 ・住宅用太陽光発電システム：1万5千円/kW、上限5万2千円 ・家庭用燃料電池システム：上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：上限5万円 ・電気自動車充電器：上限5万円	産業環境部 環境課 0463-72-4438	https://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/sangyokankoubu/kankyo/tanto/kankyou/seisaku/1395646408781.html
24_1	二宮町	二宮町中小企業金融対策資金	種類については問いませんが、詳細については事前にお問合せください。	事業用	事業者	融資	①中小企業者のうち、当該企業の発行株式の総数または出資の総数の2分の1を超えた出資が中小企業以外の企業から行われていない事業者 ②町内に事業所を有し、原則として1年以上同一の事業を継続して営んでいるもの ③町税(法人の場合は、法人及び代表者の住民税、固定資産税、軽自動車税)及び国民健康保険税を完納していること	①使途：運転、設備、運転設備併用 ②貸付金額：1,500万円 ③貸付利率：1.5%以内 ④貸付期間：7年(84ヶ月)以内	産業振興課 0463-71-5914	https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000000126.html
24_2	二宮町	二宮町中小企業金融対策資金 利子補助	種類については問いませんが、詳細については事前にお問合せください。	事業用	事業者	利子補給	①中小企業者のうち、当該企業の発行株式の総数または出資の総数の2分の1を超えた出資が中小企業以外の企業から行われていない事業者。 ②町内に事業所を有し、原則として1年以上同一の事業を継続して営んでいるもの。(申請時点) ③町税(法人の場合は、法人及び代表者の住民税、固定資産税、軽自動車税)及び国民健康保険税を完納していること。	・当該年度4月～3月までの期間に発生する返済利子に対し、25%を補助(注釈)100円未満の端数は切捨て。 ・補助期間：7年間 ①使途：運転・設備・併用 ②使途：運転・設備	産業振興課 0463-71-5914	https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000002013.html
24_3	二宮町	二宮町勤労者生活資金融資	種類については問いませんが、詳細については事前にお問合せください。	個人用	個人	融資	・勤労者で、町の住民基本台帳に記録されている者。または、町内に所在する事業所に勤務している者	①使途：勤労者の生活向上改善に必要な資金(リフォーム、自動車購入費等) ②貸付金額：200万円 ③貸付利率：町長と取扱金融機関が協議して定める率 ④貸付期間：10年以内	産業振興課 0463-71-5914	https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000000101.html
24_4	二宮町	二宮町勤労者住宅資金利子補給	種類については問いませんが、詳細については事前にお問合せください。	住宅用	個人	利子補給	・融資契約時に町の住民基本台帳に記録されている者で、自己が所有し、かつ自ら居住する住宅を町内に新築・増改築又は購入するもの	・(利子補給月額)×(返済回数)と(支払利息額)×(300万円÷融資額)のうち少ない方の金額を補給額とする。(注釈)融資額が300万円を超える場合は、融資額を300万円として利子補給月額を決定 ・補助期間：4年間	産業振興課 0463-71-5914	https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000000106.html
24_5	二宮町	二宮町空き家リフォーム補助金	太陽光発電、省エネ、LED、その他(ただし、太陽熱高度利用設備の設置工事は対象外)	住宅用	個人	補助金	二宮町空き家バンクに登録された居住用の一戸建ての空き家に対して、町内登録事業者を利用して行われたリフォーム工事で、対象者は物件の所有者または売買・賃貸希望者。	対象工事費用の1/2(上限50万)	都市整備課 0463-71-5956	https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000001381.html
24_6	二宮町	二宮町地球温暖化対策補助金(LED照明器具)	LED	個人用	個人	補助金	(1) 屋内に固定して使用するもの (2) 令和8年4月1日から令和9年1月29日までに購入し、設置を完了したもの (3) LED照明器具等以外の蛍光灯又は白熱灯等からの取替を目的として購入したもの	対象製品1基あたりの交付額上限：2,500円(交付額は、交付額上限額又は対象製品の金額(税抜)のいずれか低い金額) 1対象者あたりの交付上限：10,000円(4基分)	生活環境課 0463-71-5879	https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/mirai_dukuri/0000003018.html
24_7	二宮町	二宮町地球温暖化対策補助金(省エネ家電)	省エネ(LED以外)	個人用	個人	補助金	対象製品：エアコン、冷蔵庫(省エネ基準を満たしているもの等の制限あり)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、省エネ家電の種別ごとに50,000円を限度	生活環境課 0463-71-5879	https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/mirai_dukuri/0000003326.html
25_1	中井町	中井町住宅用太陽光発電システム設置補助金	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	・町内の自ら居住するための住宅に、申請年度内にシステムの設置又は新築のシステム付きの住宅の購入が完了できる者 ・町税に滞納のない者 ・環境家計簿モニターに協力できる者	1kW当たり1.5万円 上限5.2万円	産業環境課 0465-81-1115	https://www.town.nakai.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyohozen/1167.html
25_2	中井町	中井町住宅用蓄電池設置補助金	蓄電池	住宅用	個人	補助金	・町内の自ら居住するための住宅に、申請年度内に設置又は新築の蓄電池付きの住宅の購入が完了できる者 ・太陽光発電システムを設置している者または同時に設置する者 ・町税に滞納のない者 ・環境家計簿モニターに協力できる者	定額5万円	産業環境課 0465-81-1115	https://www.town.nakai.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyohozen/1167.html
25_3	中井町	中井町HEMS設置費補助金	見える化	住宅用	個人	補助金	・町内の自ら居住するための住宅に、申請年度内に設置又は新築のHEMS付きの住宅の購入が完了できる者 ・町税に滞納のない者 ・環境家計簿モニターに協力できる者	定額1万円	産業環境課 0465-81-1115	https://www.town.nakai.kanagawa.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyohozen/1167.html
26_1	大井町	大井町住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金	太陽光発電 見える化 蓄電池	住宅用	個人	補助金	・自ら居住する町内の住宅に対象設備を設置した個人 ・自ら居住するために対象設備が設置された町内の建売住宅を購入した個人	(太陽光発電)1kW当たり2万円 上限10万円 補助予定件数30件 (HEMS)定額2万円 補助予定件数20件 (蓄電池)定額5万円 補助予定件数20件	生活環境課 0465-85-5010	https://www.town.oi.kanagawa.jp/soshiki/9/smartenerg.html
26_2	大井町	大井町電気自動車等購入費補助金	電気自動車 PHV自動車 燃料電池自動車 その他(ミニカー・電動バイク)	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	・個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者) ・町税等に滞納が無いこと。 ・町内に保管場所があること	電気自動車・PHV自動車・燃料電池自動車 定額10万円 補助予定件数10件 ミニカー・電動バイク 定額1万円 補助予定件数3件	生活環境課 0465-85-5010	https://www.town.oi.kanagawa.jp/soshiki/9/denki-car.html
26_3	大井町	大井町電気自動車用急速充電設備設置費補助金	電気自動車充電器(急速)	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	・個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者) ・町税等に滞納が無いこと。	電気自動車用急速充電設備(定格出力10kW以上) 定額5万円 補助予定件数1件	生活環境課 0465-85-5010	https://www.town.oi.kanagawa.jp/soshiki/9/juden.html
26_4	大井町	大井町事業用スマートエネルギー設備導入費補助金	太陽光発電 蓄電池	事業用	事業者	補助金	・町内の事業所で補助対象設備を設置する個人、団体又は法人(自己所有、賃貸含む) ・町税等に滞納がないこと。	(太陽光発電)1kW当たり2万円 上限40万円 補助予定件数3件 (蓄電池)定額5万円 補助予定件数3件	生活環境課 0465-85-5010	https://www.town.oi.kanagawa.jp/soshiki/9/smart-energy-zigvosvo.html

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 (補助金額・限度額 償還方法・利率など)	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
26_5	大井町	大井町ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入補助金	省エネ (ZEH)	住宅用	個人	補助金	・大井町に居住している又は居住予定で、補助事業完了時に住民登録がある者 ・国又は神奈川県が行うZEH等に対する補助金の交付決定を受けている者 ・町税などに滞納がないこと	補助対象経費の3分の1 (上限15万円) 補助予定件数 3件	生活環境課 0465-85-5010	https://www.town.oi.kanagawa.jp/soshiki/9/net-zero-energ.html
26_6	大井町	大井町既存住宅断熱リフォーム補助金	省エネ (LED以外)	住宅用	個人	補助金	・大井町に居住している又は居住予定で、補助事業完了時に住民登録がある者 ・町税などに滞納がないこと ・窓・壁・天井・床の断熱改修工事を行う者	補助対象経費の3分の1 (上限8万円) 補助予定件数 5件	生活環境課 0465-85-5010	https://www.town.oi.kanagawa.jp/soshiki/9/danrefsu.html
27_1	松田町	松田町電気自動車等購入費補助金	電気自動車	個人用	個人	補助金	・電気自動車等を導入しようとする、町内に住所を有する個人 ・町税等に滞納が無いこと	電気自動車 定額20万円(3年間継続して支給) ※新規受付はしません	環境上下水道課 0465-83-1227	https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/11/evcar.html
27_2	松田町	スマートハウス整備促進事業費補助	太陽光発電 燃料電池 省エネ (LED以外) 見える化 蓄電池 その他 (V2H)	住宅用	個人	補助金	・電灯契約を結んでいる個人であり、設置する建物は、住居として使用されているものであること (店舗、事務所等との兼用は可とする。) ・設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。)の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾書を受けていること。 ・町税等に滞納がないこと。 【対象機器】 (1) 太陽光発電システム (2) HEMS (3) 家庭用燃料電池システム (4) 潜熱回収型ガス給湯器 (5) 家庭用ヒートポンプ式給湯器 (6) V2H充電設備 (7) 定置用リチウムイオン蓄電池	太陽光発電1kW当たり2万円 上限10万円 補助予定件数20件 HEMS設置1万円 補助予定件数20件 家庭用燃料電池システム等 定額50,000円 予定件数10件	環境上下水道課 0465-83-1227	https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/11/smart.html
28_1	山北町	空き家活用助成金	その他	住宅用	個人	補助金	空き家バンクに登録されている物件の活用促進を図るため物件への転入者、転居者又は転入者、転居者に賃貸及び売買予定の物件所有者。	1戸につき1回限り10万円以内	定住対策課 定住対策班	https://www.town.yamakita.kanagawa.jp/0000006698.html
28_2	山北町	勤労者等住宅資金利子補助金	その他	住宅用	個人	利子補給	町内で住宅を取得し、町指定の金融機関から住宅資金の融資を受けている勤労者等	借入金のうち500万円を補助対象限度額とし、対象額の年利2%以内の支払利子を、最大3年補助を行います。	定住対策課 定住対策班	https://www.town.yamakita.kanagawa.jp/0000006709.html
28_3	山北町	先端設備等に係る固定資産税の課税標準特例	再生可能エネルギー設備、省エネ設備	事業用	事業者	税制	【対象地域】 山北町全域 【対象業種・事業】 山北町の産業は、中小企業者が中心を担っており、幅広く支援をすることにより、地域経済の活性化を図るため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。 【対象設備】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア	令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した資産については1.5%以上の賃上げ方針を従業員に表明した場合、新たに課税される年度から3年度分に限り、固定資産税の課税標準を2分の1に軽減。 ※賃上げ表明がない場合、特例措置を受けることはできない。 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産については新たに課税される年度から3年度分に限り、固定資産税の課税標準を2分の1に軽減。 さらに、賃上げ方針を導入計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、次の期間に限り、課税標準を3分の1に軽減。	商工観光課 商工観光班 0465-75-3646	https://www.town.yamakita.kanagawa.jp/0000006966.html
29_1	開成町	開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度 ゼロエネルギーハウス等導入補助金	省エネ (ZEH、ZEH+、LCCM住宅、蓄電池)	住宅用	個人	補助金	(1) ZEH等導入補助 町内に自ら居住するためのZEH、ZEH+、LCCM住宅を新築・改築する者	①ZEH (重点対策加速化) 75万円/件+太陽光7万円/kW ②ZEH (重点対策対象外) 20万円/件 ③ZEH+ (重点対策加速化) 130万円/件+太陽光7万円/kW ④ZEH+ (重点対策対象外) 30万円/件 ⑤LCCM住宅 50万円/件 ※ ①と③は同時に蓄電池を設置する場合は蓄電池設置費用の1/3を加算 ※ ①と③は建材にCLTを用いる場合は、90万円を加算 ※ ③と④はEVとの連携要件を満たす場合は、5万円を加算	環境課 ゼロカーボンシティ推進班 0465-84-0314	https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/506
29_2	開成町	開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度 既存住宅スマートハウス化補助金	太陽光発電 太陽熱利用 見える化 燃料電池 蓄電池	住宅用	個人	補助金	(2) 既存住宅 (築1年以上) に創エネ・省エネ・蓄エネ機器を設置する者への補助 自らが居住する町内の築1年以上の既存住宅に太陽熱利用システム、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用エネルギー管理システムのいずれか又は複数を設置する者	①太陽熱利用システム 強制循環型 5万円/件 ②A太陽光発電システム(重点対策加速化・県事業活用あり) 【4kWまで】12万円/kW 【4kW超】70,000円/kW ②B太陽光発電システム(重点対策加速化・県事業活用なし) 【4kWまで】85,000円/kW 【4kW超】70,000円/kW ②C太陽光発電システム(重点対策対象外・県事業活用あり) 5万円/kW(上限20万円) ②D太陽光発電システム(重点対策対象外・県事業活用なし) 15,000円/kW(上限6万円) ③エネファーム 5万円/件 ④蓄電池 5万円/件 ⑤HEMS 2万円/件 ※ ①～⑤うち3件以上を同時に設置する場合に5万円を加算 ※ ②A又は②Bと同時に蓄電池を設置する場合は蓄電池設置費用の1/3を加算 (上限5.1万円×蓄電容量) ※ ②A又は②Bと同時にHEMSを新設する場合はHEMS設置費用の2/3を加算 ※ ②AからDまでにおける県事業とは、県の0円ソーラー事業、共同購入事業、住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金をいう。 ※ ④は県の0円ソーラー事業又は共同購入事業で設置する場合は2万円を加算	環境課 ゼロカーボンシティ推進班 0465-84-0314	https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/506
29_3	開成町	開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度 ソーラーカーポート導入補助金	ソーラーカーポート	住宅用	個人	補助金	(3) 自宅車庫にソーラーカーポートを導入する者への補助 町内に1年以上在住する町民で、ソーラーカーポートを新たに購入する者	ソーラーカーポート(重点対策加速化) 70,000円/kW ※ 同時に蓄電池を設置する場合は蓄電池設置費用の1/3を加算 ※同時にHEMSを新設する場合はHEMS設置費用の2/3を加算	環境課 ゼロカーボンシティ推進班 0465-84-0314	https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/506

事業番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔補助金額・限度額 償還方法・利率など〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援対象					
29_4	開成町	開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度 電気自動車等導入補助金	電気自動車 V2H V2L	個人用	個人	補助金	(4)EV等を導入する者への補助 町内に1年以上在住する町民で、電気自動車、V2H、V2Lを購入する者	環境課 ゼロカーボンシティ推進班 0465-84-0314	https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/506	
29_5	開成町	開成町中小企業GX戦略 利子補給補助金	太陽光発電、 小中水力発電、 風力発電、 バイオマス発電、 LED照明、 見える化、 蓄電池、 電気自動車、 V2H、 高効率空調	事業用	事業者	利子補給	町内の事務所等に創・省・蓄エネ設備を導入する中小企業。 対象設備は、太陽光発電、小中水力発電、風力、バイオマス、LED照明、EMS、蓄電池、電気自動車、V2H、高効率空調	環境課 ゼロカーボンシティ推進班 0465-84-0314	https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/1840	
29_6	開成町	開成町中小企業GX戦略 設備導入補助金	太陽光発電、 見える化、 蓄電池、 LED照明、 高効率空調、 電気自動車、 V2H	事業用	事業者	補助金	町内の事務所等に創・省・蓄エネ設備を導入する中小企業。※太陽光発電のみ、町内のすべての事業所及び営業所が対象。 対象設備は、太陽光発電(＋蓄電池、＋EMS)、LED照明、高効率空調、電気自動車(＋V2H)	環境課 ゼロカーボンシティ推進班 0465-84-0314	https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/info/1840	
30_1	箱根町	電気自動車 軽自動車税の減免	電気自動車	個人用 事業用	個人 事業者	税制	原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車のうち、電力を動力源とする電気自動車(小型特殊車両は除く)	軽自動車税の免除 免除期間 最初に登録した年度から3年間	総務部 税務課 0460-85-7750	https://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/6,500,15,111.html
30_2	箱根町	スマートエネルギー 導入促進事業	太陽光発電、 燃料電池、 見える化、 蓄電池、 電気自動車充電器 (V2H)	個人用	個人	補助金	町内に住所を有し、自ら居住する町内の住宅に対象設備を設置した個人	①住宅用太陽光発電システム 上限：50,000円/件 ②家庭用燃料電池システム 上限：50,000円/件 ③HEMS 上限：10,000円/件 ④定置用リチウムイオン蓄電池 上限：50,000円/件 ⑤V2H放電設備 上限：50,000円/件	環境整備部 環境課 0460-85-9565	https://www.town.hakone.kanagawa.jp/www/content/s/1100000000498/index.html
32_1	湯河原町	住宅リフォーム等助 成事業	その他	住宅用	個人	補助金	町内で自ら居住(店舗、事務所、倉庫等が併用されている住宅の場合は、自ら居住の用に供する部分に限る)する住宅又はマンション等の共同住宅については、その専有部分のリフォームを行う者 令和8年4月1日以降に湯河原町の住民基本台帳に登録された転入者(移住者)のうち移住後1年未満の者	【対象工事費】工事費20万以上(消費税除く) 【助成額】工事費の10%(上限10万円)※移住者の場合は、工事費の20%(上限20万円)	地域政策課企画係 0465-63-2111	https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/17/14319.html
32_2	湯河原町	住宅用スマートエネ ルギー設備設置費補 助金	太陽光発電 見える化 蓄電池 その他(V2H)	住宅用	個人	補助金	町内において、自ら居住するための住宅(店舗等併用住宅を含む)に新たに対象設備(太陽光発電システム、HEMS、定置用リチウムイオン蓄電池、V2H)を設置する方 または、対象設備付新築住宅を購入する方	【太陽光発電システム】 1kwあたり15,000円 52,000円を上限 【HEMS】 導入費の1/2以内 10,000円を上限 【定置用リチウムイオン蓄電池】 導入費の1/2以内 50,000円を上限 【V2H】 導入費の1/2以内 50,000円を上限	環境課保全係 0465-63-2111	https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/7/1245.html
33_1	愛川町	スマートエネルギー 設備導入費補助金	太陽光発電 住宅用蓄電池 家庭用燃料電池 太陽熱利用	住宅用	個人	補助金	自ら所有し居住する町内の住宅にスマートエネルギー設備を設置した者	①太陽光発電システム 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値(キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。)に10,000円を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)とし、30,000円を上限 ②住宅用蓄電池システム 住宅用蓄電池システム導入費の1/2:50,000円を上限 ③HEMS 導入費の1/2:10,000円を上限 ④家庭用燃料電池システム 家庭用燃料電池システム導入費の1/2:50,000円を上限 ⑤太陽熱利用システム 太陽熱利用システムの導入費の1/2:30,000円を上限 ⑥太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールを公称最大出力値5.0キロワット以上設置した場合は、大容量加算として、20,000円	環境経済部環境課 046-285-2111	https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/kan/kyou_keizai/kankyo/kankyo/info/1617165107023.html
33_2	愛川町	環境配慮設備設置奨 励金	太陽光発電	事業用	事業者	補助金	企業誘致等に関する条例の適用を受け、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設(太陽光発電設備)を設置した場合に奨励金を交付	太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した場合、50万円を交付	環境経済部商工観光課 046-285-2111	—
33_3	愛川町	環境配慮設備設置奨 励金	その他	事業用	事業者	補助金	企業誘致等に関する条例の適用を受け、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設(屋上緑化)を設置した場合に奨励金を交付	屋上緑化を設置した場合に補助金交付(3㎡以上、50万円を限度) ①屋上緑化した面積1㎡あたり2万円乗じた額 ②屋上緑化に要した費用の2分の1の額 ⇒①か②のいずれか低いほうの額	環境経済部商工観光課 046-285-2111	—
33_4	愛川町	環境配慮設備設置事 業補助金	①太陽光発電 ②その他	事業用	事業者	補助金	①町内で1年以上の事業実績を有し、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設(太陽光発電設備)を設置した場合に奨励金を交付 ②町内で1年以上の事業実績を有し、かつ一定の要件を満たした企業等が環境配慮施設(屋上緑化)を設置した場合に奨励金を交付	①太陽光発電設備(発電能力10kw以上)を設置した場合、50万円を交付 ②屋上緑化を設置した場合に補助金交付(3㎡以上、50万円を限度) 1.屋上緑化した面積1㎡あたり2万円乗じた額 2.屋上緑化に要した費用の2分の1の額 ⇒①か②のいずれか低いほうの額	環境経済部商工観光課 046-285-2111	—
33_5	愛川町	愛川町省エネ家電買 替え購入費補助金	省エネ	個人用	個人	補助金	自ら居住する住宅に設置しているエアコン又は冷蔵庫を省エネ性能に優れた製品に買い替えた方	①エアコン：日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率(目標年度を2027年度以降)が100%以上の製品で本体購入費(購入店舗のポイント利用分は除く)、設置工事費、配送費(家電リサイクル料は除く)を含めた合計額の1/2、50,000円を上限 ②冷蔵庫：日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率(目標年度を2021年度以降)が100%以上の製品で本体購入費(購入店舗のポイント利用分は除く)、設置工事費、配送費(家電リサイクル料は除く)を含めた合計額の1/2、50,000円を上限 ※事業期間：令和8年2月2日から令和8年9月30日まで(予定件数(200件)に達次第終了)	環境経済部環境課 046-285-2111	https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/soshiki/kan/kyou_keizai/kankyo/kankyo/info/17641.html
34_1	清川村	清川村住宅用スマー トエネルギー設備等 導入費補助金交付事 業	太陽光発電	住宅用	個人	補助金	村の区域内で、自ら居住の用に供する建物に住宅用太陽光発電設備を設置しようとする者	1kw当たり1.5万円 上限5万円 事業No.34_1～34_4合計で9件	環境上下水道課 046-288-3862	https://www.town.kivokawa.kanagawa.jp/soshiki/m/achizukuri/kankyo/2266.html

事業 番号	団体名	制度名称	1 分類			2 方法	3 対象	4 支援の内容 〔 補助金額・限度額 償還方法・利率など 〕	問合せ先 (担当課、電話)	URL
			(1) エネルギー等の種類	(2) 用途	(3) 支援 対象					
34_2	清川村	清川村住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付事業	太陽熱利用 HEMS 蓄電池 燃料電池 V2H	住宅用	個人	補助金	村の区域内で、自ら居住の用に供する建物に住宅用太陽熱利用設備を設置しようとする者	設置費用 上限5万円 事業No.34_1～34_4合計で9件	環境上下水道課 046-288-3862	https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/machizukuri/kankyou/2266.html
34_3	清川村	清川村住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付事業	バイオマス熱利用	事業用 住宅用	個人 事業者	補助金	村の区域内で、自ら居住の用に供する建物及び本店若しくは主たる事務所等に木質バイオマスストーブを設置しようとする者及び法人	上限5万円 事業No.34_1～34_4合計で9件	環境上下水道課 046-288-3862	https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/machizukuri/kankyou/2266.html
34_4	清川村	清川村住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金交付事業	電気自動車 PHV	個人用 事業用	個人 事業者	補助金	電気自動車等を導入（購入・リース）しようとする、村内に住所を有する個人及び村内に本店若しくは主たる事業所等を有する事業所	個人5万円 事業所3万円 事業No.34_1～34_4合計で9件	環境上下水道課 046-288-3862	https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/machizukuri/kankyou/2266.html
34_5	清川村	住宅リフォーム助成制度	その他	住宅用	個人	補助金	村内に1年以上居住し、自ら所有し、居住する住宅を村内の施工業者を利用してリフォーム工事を行う者	①工事金額が5万円以上10万円未満・・・工事金額の2分の1の額 ②工事金額が10万円以上60万円未満・・・工事金額の2分の1の額（上限10万円） ③工事金額が60万円以上110万円未満・・・一律15万円 ④工事金額が110万円以上・・・10万円+〔（工事金額-100万円）の2分の1〕の額（上限20万円）	村づくり観光課 046-288-3864	https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/sangyokanko/syoko/1653.html